

予 算 特 別 委 員 会 (3 日 目)

- [illegible]

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|-------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 朝岡佐一郎 |
| | 副委員長 | 増田順弘 |
| | 委員 | 川村優子 |
| | 〃 | 西川朗 |
| | 〃 | 岡本吉司 |
| | 〃 | 西井覚 |
| | 〃 | 吉村優子 |
| | 〃 | 白石栄一 |

- 欠席した委員 な し

- | | | |
|--------------|-----|---------|
| 4. 委員以外の出席議員 | 議 長 | 赤 井 佐太郎 |
| | 議 員 | 内 野 悦 子 |
| | 〃 | 西 川 弥三郎 |

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------|---------|
| 市 長 | 山 下 和 弥 |
| 副 市 長 | 生 野 吉 秀 |
| 総合政策企画監 | 本 田 知 之 |
| まちづくり統括技監 | 松 倉 昌 明 |
| 企画部長 | 米 井 英 規 |
| 企画政策課長 | 岩 永 睦 治 |
| 総務部長 | 山 本 眞 義 |
| 総務財政課長 | 安 川 誠 |
| 〃 主幹 | 森 岡 偉 晃 |
| 〃 主幹 | 吉 村 雅 央 |
| 税務課長 | 西 村 圭代子 |
| 収納促進課長 | 西 川 嘉 則 |
| 市民生活部長 | 芳 野 隆 一 |

市民窓口課長	西 川 佳 嗣
保険課長	中 嶋 卓 也
環境課長	西 川 博 史
都市整備部長	土 谷 宏 巖
都市整備部理事	
兼建設課長	木 村 喜 哉
建設課主幹	河 合 忠 尚
都市計画課長	石 田 勝 則
産業観光部長	下 村 喜代博
農林課長	池 原 博 文
商工観光課長	岸 本 俊 博
保健福祉部長	山 岡 加代子
子育て福祉課長	岡 幸 子
健康増進課長	水 原 正 義
教育部長	吉 村 孝 博
教育総務課長	西 川 信 明
生涯学習課長	和 田 正 彦
中央公民館長	辻 一 成
体育振興課長	吉 村 恭 信
会計管理者	邨 田 康 司

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書 記	中 井 孝 明
〃	新 澤 明 子
〃	山 岡 晋
〃	井 谷 亜 耶

7. 付 議 事 件

- 議第28号 平成28年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第29号 平成28年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第36号 平成28年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第34号 平成28年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第30号 平成28年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第35号 平成28年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第33号 平成28年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第32号 平成28年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について

議第31号 平成28年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について

議第37号 平成28年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午後1時02分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き予算特別委員会を開会させていただきます。

委員外議員がいらっしゃいますので、ご紹介いたしたいと思います。西川弥三郎議員、内野議員でございます。

一般の傍聴についてお諮りいたします。本委員会において一般の傍聴を許可することとし、また、審査が長時間にわたるため、会議中の入退出についても許可することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び会議中の入退室を認めることといたします。

昨日同様、携帯電話等をお持ちの方については、電源を切るかマナーモードにご協力いただきますようお願いいたします。発言される場合は挙手をいただいて、こちらから指名しますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただいて発言されるようお願いいたします。

理事者側につきましては、答弁者には必ず手を挙げていただいて、私の方から指名した後に、所属、役職名、氏名を言っていただきまして答弁をお願いします。再質問に対しては、同一の答弁者が答弁していただく場合は、所属、役職名についてはご省略いただいても結構でございます。昨日同様、よろしくようお願いいたします。

それでは、昨日の最後にございました5款、6款の質疑のところでございますが、岡本委員から再質問がございましたときの答弁をするに当たって、別紙2枚の内容の資料に基づきましての答弁を先にしていただきたい。2回目の答弁になりますので、よろしくお願いいたします。

土谷都市整備部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。よろしくお願いいたします。

岡本委員からのご質問についてお答えさせていただきます。答弁に当たりまして、資料を配付させていただいておりますところですが、質問に関しましては、現在発注している道の駅に関する調整池工事2億5,000万円、これが予算のどの中に入っているのかというご質問だったかと思います。それで、お配りしております左片に地域活性化事業費と書かれているA3縦の表をご確認ください。各委託工事用地補償ごとに、当該年度及び繰越しごとの予算を書かせていただいております。一番下に合計の欄がございまして、その中の右下、累計の最終欄もしくは合計の一番下の欄、21億1,844万9,357円、これが既に執行を終えている予算、確定している予算ということで、これまで答弁させていただいた数字であるということをご確認いただきたいと思います。

その内訳が合計欄より上段のところに各工種ごとに書いておりまして、工事費につきましては、小計の部分になりますが、11億9,518万2,000円というのが現在確定している工事費の合計額になろうかと思います。この11億9,518万2,000円の年度ごとの振り分けにつきましては、この表の中でも読み取っていただけるんですが、さらに詳細に各工事ごとに分けたもの

を別紙としてつけさせていただいております。工事費が、番号順に1番から6番まで6件の工事を書かせていただいております。契約金額の合計の欄が11億9,518万2,000円ということになっておりまして、さきに見ていただいた表の工事費の合計と一致しているということをご確認いただければと思います。この11億9,518万2,000円が1番から6番の工事のそれぞれの合計額になるわけですが、6番目のところに委員ご質問の調整池工事を書かせていただいております。契約金額といたしましては2億5,016万5,800円ということになっておりまして、この工事につきましては、平成26年度の繰越予算と平成27年度予算の2つの予算を執行しております。予算執行区分のところで、都市再生整備計画と社会資本整備総合交付金というふうに分けさせていただいておりますが、1億1,973万6,000円の都市再生整備計画と平成26年度繰越しの社会資本整備総合交付金4,179万9,000円及び平成27年度の社会資本整備総合交付金8,863万800円というふうな割り振りで、2億5,016万5,800円の内訳となっております。これらをご確認いただきまして、これまで21億1,844万9,357円の中に調整池工事のお金も含んでの執行状況であるというご説明とさせていただきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員で積み残しといたしますか、答弁漏れがございました答弁については以上でございます。

新たに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、5款、6款の質疑は終結いたします。

それでは、引き続きまして、9款から12款までの出の最後のところの説明を求めたいと思います。

山本総務部長。

山本総務部長 失礼いたします。総務部の山本でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、9款災害復旧費から12款予備費までの内容につきましてご説明申し上げます。事項別明細書につきましては123ページとなります。

まず、9款災害復旧費、1項1目治山施設災害復旧費につきましては76万5,000円の計上でございます。

124ページに移りまして、次に、2目農業災害復旧費につきましては61万5,000円を計上いたしております。次に、2項1目道路橋りょう災害復旧費につきましては156万円の計上でございます。

続いて、10款公債費でございます。1項1目元金につきましては11億2,843万3,000円でございます。2目利子につきましては1億2,012万7,000円、続く3目公債諸費につきましては3万3,000円をそれぞれ計上いたしておるところでございます。

次に、11款諸支出金でございます。1項1目財政調整基金費につきましては973万6,000円の計上でございます。続く2目減債基金費につきましては1,000円、3目の公共施設整備基金費につきましても1,000円でございます。4目社会福祉振興基金費につきましては7万

5,000円の計上で、5目緑花基金費につきましては23万4,000円の計上となっております。6目公営住宅基金費につきましては2万3,000円の計上、126ページに移りまして、7目教育基金費につきましては1,000円、8目土地開発基金費につきましては33万2,000円、9目体力づくりセンター整備基金費につきましては2,387万5,000円、10目ふるさと創生基金費につきましては506万4,000円、11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費につきましては100万8,000円、12目地域振興基金費につきましては368万円をそれぞれ計上いたしております。次に、2項1目雑支出金につきましては5万円の計上でございます。

続いて、12款予備費でございます。500万円の計上をいたしておるところでございます。

以上をもちまして、9款災害復旧費から12款予備費につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明いただきました部分に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑はないようでございますので、9款災害復旧費から歳出の最後、12款予備費までの質疑を終結いたします。

それでは、続いて歳入の説明に入りたいと思います。

山本総務部長。

山本総務部長 それでは、歳入の説明を申し上げます。事項別明細書につきましては15ページになっております。

まず、1款市税でございます。1項市民税の1目個人につきましては14億9,610万円の計上でございます。現年課税分で14億7,110万円、滞納繰越分は2,500万円となっております。次に、2目法人でございます。2億4,043万円の計上でございます。現年課税分で2億4,018万円、滞納繰越分は25万円となっております。次に、2項1目固定資産税でございます。18億1,500万円の計上でございます。現年課税分として、土地、家屋、償却資産を合わせまして17億7,500万円を計上いたしております。滞納繰越分につきましては4,000万円でございます。次に、2目国有資産等所在市町村交付金でございます。292万6,000円の計上でございます。続いて、3項1目軽自動車税でございます。8,130万円の計上でございまして、現年課税分8,030万円、滞納繰越分で100万円となっております。

次に、16ページでございます。4項1目市たばこ税でございます。2億400万円を計上いたしております。

続いて、2款地方譲与税でございます。1項1目地方揮発油譲与税につきましては2,700万円を計上いたしております。続いて、2項1目自動車重量譲与税でございます。7,400万円の計上でございます。

次に、3款1項1目利子割交付金でございます。480万円の計上でございます。

続いて、4款1項1目配当割交付金につきましては2,500万円の計上でございます。

続く5款1項1目株式等譲渡所得割交付金につきましては2,000万円の計上でございます。

続いて、6款1項1目地方消費税交付金につきましては5億4,650万円の計上でございま

す。

次に、7款1項1目の自動車取得税交付金につきましては2,200万円の計上でございます。

続いて、8款1項1目地方特例交付金につきましては3,300万円の計上でございます。

続いて、9款1項1目地方交付税でございます。41億8,500万円の計上でございます。普通地方交付税につきましては34億8,000万円、また、特別地方交付税につきましては7億500万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、18ページでございます。10款1項1目交通安全対策特別交付金につきましては400万円の計上でございます。

次に、11款分担金及び負担金でございます。1項1目農林商工費分担金につきましては275万円を計上いたして、土地改良事業分担金でございます。次に、2目土木費分担金でございます。250万円の計上でございます。用地取得事業分担金でございます。次に、2項1目民生費負担金でございます。2億3,481万9,000円の計上でございます。社会福祉費負担金については146万4,000円、また、児童福祉費負担金につきましては2億3,335万5,000円の計上となっております。

続いて、12款使用料及び手数料でございます。1項1目総務使用料につきましては1,166万6,000円の計上でございます。自転車等駐車場使用料として90万円、行政財産使用料で1,076万6,000円となっております。次に、2目民生使用料でございます。39万円の計上でございます。続く3目衛生使用料は630万円、4目農林商工使用料については327万2,000円、5目土木使用料につきましては7,089万円の計上でございます。次に、6目教育使用料でございます。2,162万5,000円の計上でございます。続いて、2項手数料でございます。1目総務手数料につきましては1,179万5,000円の計上でございます。

続いて、20ページでございます。2目民生手数料につきましては1,000円の計上でございます。3目衛生手数料につきましては6,846万4,000円、4目農林商工手数料につきましては1万7,000円の計上となっております。続く5目土木手数料につきましては74万4,000円でございます。

次に、13款の国庫支出金でございます。1項国庫負担金でございます。1目民生費国庫負担金につきましては13億2,973万5,000円の計上でございます。次の2項国庫補助金でございます。1目総務費国庫補助金につきましては2,356万1,000円の計上でございます。2目民生費国庫補助金につきましては1億159万9,000円でございます。

22ページにかわりまして、3目衛生費国庫補助金については7,040万5,000円、続く4目農林商工費国庫補助金については933万4,000円、5目土木費国庫補助金につきましては4億8,370万円の計上となっております。次に、6目消防費国庫補助金でございます。70万円の計上でございます。続く7目教育費国庫補助金につきましては5,037万1,000円でございます。次に、3項国庫委託金でございます。1目総務費委託金につきましては26万9,000円、2目民生費委託金につきましては861万4,000円の計上でございます。

続いて、14款県支出金でございます。1項1目民生費県負担金につきましては5億267万1,000円の計上でございます。

24ページに移りまして、2項県補助金でございます。1目総務費県補助金につきましては2,250万円の計上でございます。2目民生費県補助金につきましては1億2,045万4,000円でございます。続いて、3目衛生費県補助金でございます。3,874万4,000円の計上でございます。続く4目農林商工費県補助金につきましては3,636万2,000円の計上でございます。次に、5目土木費県補助金でございます。1万8,000円の計上でございます。

26ページに移りまして、6目消防費県補助金でございます。35万円の計上でございます。次に、7目教育費県補助金につきましては489万9,000円の計上でございます。続いて、3項県委託金でございます。1目総務費県委託金につきましては7,473万3,000円、続く2目衛生費県委託金につきましては20万円、3目農林商工費県委託金につきましては269万1,000円の計上となっております。

続いて、15款財産収入でございます。1項1目財産貸付収入につきましては169万6,000円でございます。続く2目利子及び配当金につきましては1,549万円の計上でございます。続いて、2項財産売払収入の1目物品売払収入につきましては698万6,000円の計上、続く2目不動産売払収入につきましては1,000円の計上でございます。

28ページに移りまして、16款寄附金でございます。1項1目一般寄附金につきましては100万円、2目土木費寄附金につきましては10万円。3目ふるさと応援寄附金につきましては500万円のそれぞれの計上となっております。

次に、17款繰入金でございます。1項1目財政調整基金繰入金につきましては12億9,500万円、2目体力づくりセンター整備基金繰入金につきましては1,487万1,000円の計上となっております。次に、2項他会計繰入金、1目住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金につきましては95万円の計上となっております。

次に、18款繰越金でございます。1億3,000万円の計上となっております。

続いて、19款諸収入でございます。1項1目延滞金500万円の計上でございます。2項1目預金利子につきましては108万9,000円でございます。次に、3項雑入でございます。1目滞納処分費につきましては87万2,000円、2目弁償金につきましては3,000円、3目過年度収入につきましては1万1,000円、4目雑入につきましては2億1,383万2,000円のそれぞれの計上となっております。

31ページに移っていただきまして、20款市債でございます。1項1目総務債につきましては17億7,020万円の計上、合併特例債と緊急防災・減災事業債となっておるところでございます。次に、2目民生債でございます。650万円の計上でございます。続いて、3目土木債につきましては1億4,300万円、続く4目教育債につきましては8,720万円の計上でございます。続く5目臨時財政対策債につきましては5億4,800万円の計上となっておるところでございます。

以上をもちまして、歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明がございました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 昨日に引き続き、一般会計予算の質疑に入ってまいります。

歳入に入ります。15ページであります。1項市民税の個人、法人の市民税について、まずお伺いしてまいりたい、このように思います。市税全体としては、この間、合併後、大きく落ち込んできている中で、昨年、今年と国の財政計画を見てみましても、若干ふえる傾向にあり、さきの補正予算での増額補正を見ても、一定伸びてきているというのはあるわけであり、現実には大きく減ってきているのは否めない事実でありますけれども、今回、市税の個人並びに法人の市民税の収入見込みをそれぞれ、個人においては均等割で前年より約30万円、0.57ポイントの増額を見込み、所得割では3,520万円、2.5ポイント増額を見込んでおられます。一方、法人では、均等割で220万円の減額、2.9ポイントのマイナスということであります。一方、法人税割については1,574万円の増額で、それは結構ふえているわけであり、これらをどのような見込みの上で計上されたか、まずお伺いしておきたいと思えます。

それから、固定資産税についても同様に、土地については600万円の減額、家屋は3,800万円増額されております。償却資産については1,400万円の減額となっておりますけれども、どのような見込みによるものか、お伺いしておきたいというふうに思います。

市税については以上であります。

次に、17ページ、地方交付税についてお伺いしてまいります。地方財政計画では16兆7,003億円、前年比で546億円の減、0.3ポイントの減ということであります。その影響でしようか、普通交付税については約1億円の減額になっておりますけれども、特別交付税については1億1,000万円増額を見込まれているわけであり、今、地方交付税はトップランナー方式の採用に着手されてきている。あるいは、交付税の月額加算については平時モードへの切りかえという動きになってきているわけであり、それらの影響等もあるのか、ないのかということも含めて、積算の一定の根拠についてお伺いしておきたい、このように思います。

朝岡委員長 西村税務課長。

西村税務課長 税務課の西村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、市民税の均等割の方から説明させていただきます。納税義務者数が、普通徴収は3,500人、特別徴収が9,900人、年金特別徴収が2,100人となっております。

次に、所得割でございますが、予算編成時の平成27年度見込みは14億5,480万円、そのうち普通徴収は納税義務者数が3,519人、3億2,718万円、特別徴収は納税義務者数が1万2,079人で11億2,762万円でございます。平成28年度の予算は14億1,800万円、そのうちの普通徴収の積算義務者数は3,500人、予算額が2億8,350万円、特別徴収の積算納税義務者数は1万2,000人、予算額が10億8,380万円であります。

特別徴収を行っておりますので、特別徴収の納税義務者数が増加しており、給与の伸び率が2.64%となっております。その分が増額の要因を大きく占めております。

法人市民税の均等割でございますが、600社で積算しておりますけれども、会社の件数は去年より10社多くなっておりますが、9号法人から6号法人に1社が変更によりまして、均

等割が減少しております。

法人税割につきましては、予算編成時の平成27年度見込みは1億9,204万円、平成28年度予算額は1億6,778万円となっております。予定申告において算出しております。当初予算より増加の要因は、平成27年度の予算編成時に、平成26年度の予定申告の法人割がない企業が数社ありましたが、その企業が、平成27年度の確定申告により法人税割が課税になったため、その分が増額となっております。

次に、固定資産税でございますが、土地につきましては、平成27年度の当初予算が7億1,500万円で、平成28年度の当初予算は7億900万円となっております。平成28年度の当初予算額におきましては、昨年の評価がえにより宅地等の評価額の基礎となる路線価を付設し直している中で、平成26年1月時点での基準値の鑑定価格を基準に、ここ1年間、平成26年7月1日から平成27年7月1日の時点修正率を勘案しながら算出しております。その基準値176地点の価格においては、住宅地の一部で横ばいの地点のあるものの、全体に見れば依然減少が続いており、昨年と比較して平均1.3%下落しております。よって、路線価全体として減額となるため、宅地等の課税標準額は平成27年度当初より若干の減額になると見込んでおります。

家屋につきましては、平成27年度の当初予算額が7億2,300万円で、平成28年度の当初予算額は7億6,100万円となっております。平成27年中、増築家屋については、試算の結果、木造、非木造合わせて200件余りとなっており、昨年と比較しますとやや少なくなっております。一方で、大規模施設等の建設が数件あり、取り壊しによる減少分を勘案してもトータルでは微増となります。平成27年度の予算額の算出に当たっては、評価がえの年度であったため、既存家屋の評価額を経年減点補正により見直したことによる評価額の減額が反映されておりましたが、評価がえ以外の年はその影響が反映されず、平成27年度当初額より増額になると見込んでおります。

償却資産については、平成27年度の当初予算額は3億1,900万円で、平成28年度の当初予算額は3億500万円となっております。当初予算額を経年的に追えば、平成24年以降、減少が続いております。設備投資についても、一部増加が見受けられる企業もありますが、主要企業においては大規模な新規の設備投資がほとんど見受けられない状況にあり、増減内と仮定した中で、昨年と同じ微少率で試算を行っております。新規の償却資産として、大規模施設等の建設に伴う増加及び太陽光発電の増加が見込めますが、全般的に見れば、平成27年度当初予算額より減額になると見込んでおります。

以上です。

朝岡委員長 安川総務財政課長。

安川総務財政課長 総務財政課の安川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私の方から、普通交付税並びに特別交付税の積算内容についてご説明申し上げます。

まず最初に、普通交付税の状況でございますが、先ほど白石委員がおっしゃいましたように、国の平成28年度地方財政対策におきまして、地方交付税総額につきましては16兆7,003

億円ということで、前年より0.3%の減ということの中でございますが、また一方、国と地方の折半ルールに基づく財源不足を補てんするための臨時財政対策債につきましては、地方税が38兆7,022億円と前年より3.2%増収があるため、臨時財政対策債につきましては、前年より16.3%減の3兆7,880億円というふうな大幅な減となっている現状がございます。また、さらに、交付税総額における普通交付税と特別交付税の案分割合につきましては、前年と同様、普通交付税94%、また特別交付税については6%と、前年と同じく継続されている現状でございます。こうした状況におきまして、本市におけます普通交付税につきましては、平成27年度の普通交付税額を基本に平成28年度の交付税を見込んでおるところでございます。

まず初めに、普通交付税におけます基準財政需要額の方からご説明申し上げます。公債費に係る事業費補正の算入額につきましては、平成28年度で3億200万円、対前年比約1億2,000万円の減額を見込んでおるところでございます。その主な事由といたしまして、下水道資本費平準化債の2分の1相当が控除対象とされますので、ここでまず約1億5,000万円の減。この部分では前年より4,250万円の減額となっております。また、市債の償還に伴いまして、地域総合整備事業債が前年より約1,900万円の減。また、平成13年度以前の臨時地方道整備事業債が前年より約1,500万円の減となっている、こういった要因によるものでございます。

次に、公債費に係る単位費用に係る分につきましては、約11億4,200万円の増額で、前年対比でいいますと約9,600万円ふえる見込みを持っておるところでございます。この主な要因といたしまして、臨時財政対策債の算入が約4億9,300万円、前年より約4,000万円の増。また、合併特例債の算入に当たりましては2億4,000万円、前年より約9,200万円ふえるというのがこの主な要因となっておるところでございます。

また、それ以外の個別算定経費でございますが、平成28年度地方財政計画上は、昨年とプラスマイナスゼロの同額ということで、前年同様の額を見込んでおるところでございます。

それと、包括算定経費につきましては、地方財政計画上、約6.5%の減ということで、この部分につきましては、昨年より約7,000万円の減というふうに見込んでおるところでございます。

それと、個別算定に当たります地域経済雇用対策費は46%の大幅な減ということで、この部分で3,600万円と見込んでおりまして、それと、地域の元気創造事業費は約1億3,000万円、また、昨年から入っています人口減少等特別対策事業費が1億3,300万円、こういったものをそれぞれ加算した上で、そこから控除対象となります臨時財政対策債費を5億4,800万円控除いたしまして、基準財政需要額といたしましては71億9,400万円と見込んだところでございます。

また一方、基準財政収入額についてでございますが、基本的に税収の部分につきましては75%の基準財政収入額を見込んでおりまして、あと、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税等につきましては100%算入ということで、基準財政収入額の総額といたしましては36億9,700万円と見込んだところでございます。

これら基準財政需要額と収入額の差し引き、交付基準額となるわけでございますが、これ

を約35億9,700万円というふうに積算上、出てくるわけでございます。しかしながら、平成27年度から、合併に伴います算定替と一本算定の差額が控除されるわけでございますが、今回、平成27年度におきましてはこの一本算定との差額が約4億7,600万円ございました。ここに合併支援に対するかさ上げ部分というのがございまして、今回、消防経費の方で1,740万円ほど、それと市庁経費、こちらでいいます新庄庁舎と當麻庁舎のことで、當麻庁舎を市庁というふうに見込んだ分で約9,380万円です。これらに係るその差額の30%相当分が、平成28年度におけます合併算定替に伴います縮減額ということで、これらを合わせまして約1億1,000万円を見込んでおります。先ほど言いました交付基準額からこの1億1,000万円を引いた残りとして、今回の普通交付税額34億8,000万円を予算計上させていただいているものでございます。

次に、特別交付税の方のご説明をさせていただきたいと思えます。特別交付税に当たりましては、過去5年間の平均額5億9,800万円に地方財政対策料3%の減があるということで、ベース的には5億9,600万円を見込んでおります。さらに、今回、特別交付税につきましては、5つの項目を新たに加算項目として見込んでおります。それに当たりましては、平成28年度で予算計上している分のうち、1つは住民票のコンビニ交付、これにつきましては、システム保守料なりシステム構築料を含みました額に相当する分を約2,600万円、それと、公共バスの運行経費から運賃等を引いた残りの80%が約6,000万円、それと、地方創生の推進交付金が4分の1相当ということで780万円、さらに、公共施設の総合管理計画が2分の1相当で410万円、それと最後に、新地方公会計制度に伴います委託経費の2分の1としまして1,100万円、合わせましてトータル1億900万円ほどになりますので、先ほど申し上げました5億9,600万円と、今回のこの5つの特交措置が算入される分1億900万円を足しまして、総額7億500万円という計上で今回上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 山本総務部長。

山本総務部長 交付税で平成28年度より採用されることとなっておりますトップランナー方式についてご説明申し上げます。

普通交付税につきましては、10万人都市を基準に、それぞれの各費目の行政需用費から特定財源を除いた残り一般財源を10万人で割り戻した単位費用を求めて、人口等の測定単位を掛けて、基本的には基準財政需要額が現在算出されております。この中で、平成28年度より、地方公共団体の業務改革、すなわち学校用務員の民間委託とか、庁舎関係の清掃、電話交換や夜間警備とかの民間委託、また学校給食の民間委託や指定管理者制度等々、委託されておるこういった事業で、特に全国的に先行的にコストを効率化されて下げておられるところの自治体のコストを採用して、これまでの10万人規模の平準額を基本とするのではなく、平成28年度は16業務に至るわけなんですけども、これらの16業務で先行的にコスト削減に効果を上げられている団体の一般財源の経費を用いて単位費用に反映しておると、こういうことが歳出の方では行われるわけでございます。

また、基準財政収入額に至りましては、これは逆に基準財政収入額、特に住民税等の均等、

所得割、固定資産税等については、現在、標準的な課税に、交付税の場合、恒久減税以外については0.75という数値をもって求めるわけですが、そこに補足率ということで、これまで現在のところ98%、0.98を掛けた額でもって基準財政収入額を抑えておるわけですが。これが今後、平成28年から平成32年度までの間に段階的に、全国の徴収率上位3分の1の平均をもって、その団体の各5カ年平均をもって補足率を見直していくと、すなわち、先ほど申しました0.98が、平成28年度では民税、固定資産については98.1%、0.981と、また、償却資産については0.986、平成32年に至っては0.99まで上げると、こういうふうに基準財政収入額については掛かっていくということになります。したがって、歳出の面については、効率化等が進まない団体においては交付税の基準税額が下がってくる、また、歳入においては、徴収率等々が悪ければ逆に基準財政収入額が上がる、ということは交付税が下がるということになりますので、いずれにしろ、このトップランナー方式で平成28年度から見込まれる中では、歳出、歳入にそういった影響が出てこようかというところでございます。平成28年度、実際どういう率を用いるかは、先ほど申しました、特に16業務の先行されているコストを下げられた事業に対する単位費用とどれだけの開き、乖離が出るのかによって変わりますので、今のところは見込めないと、こういうところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ税務課長、総務財政課長並びに総務部長からご丁寧に説明していただきました。

市税については、合併以後、固定資産税と合わせて、多いときには平成19年で46億1,600万円程度あったものが、平成26年には36億8,700万円と、9億2,900万円ぐらい減額してきているということで、勤労者はもとより、地方経済が非常に大きく落ち込んできているという影響が出てきているわけでありますね。

一方、この交付税はどうなっているかといいますと、普通交付税でありますけれども、平成18年には22億2,200万円ぐらいありました。同時に臨時財政対策債が4億2,200万円ぐらいありましたけれども、それらが普通交付税で13億3,400万円、臨時財政対策債で5億5,300万円、合わせて、特交も含めての話になりますけれども、16億9,000万円ぐらいですね。これは平成25年度ですけども、平成18年度と比較すると10億6,900万円ぐらいふえているということなんですね。やっぱり今年も国は、地方税がふえるという形で、普通交付税、地方交付税並びに臨時財政対策債を減額してきているわけでありますけど、私ども、この地域でいろいろ働いておられる方とか事業をしておられる方の話を聞きますと、なかなか賃金がふえ、事業収入がふえているというふうには感じないわけでありまして、一定そういう状況が、とりわけ個人市民税には反映されているのではないかなというふうに思いますし、ここのところを正しく評価して、本当に葛城市が地域経済を支えるために何をやるべきかということを考えていかなきゃならないのではないかなというふうに思います。

固定資産税については、この間本当にどんどんどんどん上がってきて、負担がふえてきたわけでありますけれども、ちょうど今横ばいになってきているという状況であります。これらは、いつも言っているように、固定資産税の評価額そのものが、これまで地価公示価格の

二、三割だったものが7割評価に変えられてきた。そのことによって、これは調整をして上げてきたんですから、長年かけて上げて一番高い水準になってきている。地価が下がっているにもかかわらず固定資産税は下がらない、とりわけ土地は下がらない、こういう状況になっているのではないかというふうに思います。地方自治体としては非常に大切な財源でありますけども、その一方で、市民の皆さんには大きな負担になっているということでもあります。

固定資産税も、とりわけ償却資産が平成22年には6億2,400万円あったんですね。それが平成26年度の決算では3億5,800万円と、2億2,600万円減額している。これは大手企業が経営不振に陥るとか、あるいは世界の経済、日本の経済の影響を受けて事業そのものが縮小し、設備投資がなかなかしにくい環境になって落ち込んできているということが言えるのではないのでしょうか。こういう点も市民税の収納の状況から見られるのではないかというふうに思います。国はこれから、交付税についてはトップランナー方式、あるいは特別加算というものをやめて絞っていくということになってきますので、やはり財政の運用については本当に考えていかなきゃならない。

本来、地方交付税というのは、どこの地方自治体でも、市民の皆さんに平均したサービスの提供をするために、その地方の需要と供給のバランスをとるために、平均的なサービスが提供できるように不足分を補っていくというふうな役割を果たしているわけで、当然税の徴収等は一生懸命やっていかなきゃならないことでもありますけれども、収納率によってさじかげんをされるとか、あるいは行革とか民間委託をしていく、あるいは指定管理者制度を利用して事業を別の運営等へ委託していくというふうなことを、16事業と言っていますけれども、それらをどんどん拡大して、ますます絞っていくということになりますね。

地方交付税はもうご存じのとおり、地方交付税法上は地方の財源であります。本来、創設された当時は、平衡交付金として、地方の代表する第三者機関がこれを配分してやってきたという歴史があります。しかし、それが改められて、国がいろいろな手法に基づいて地方をコントロールする一つの大きな仕組みになってしまってきたということがあります。そういう点で、小泉さんのときは三位一体改革で、合併前の當麻町、新庄町を合わせた地方交付税よりも12億円、13億円減ってしまった。もうえらいことになった。小泉さん以降も、平成16年、平成17年、平成18年、平成19年、平成20年まで影響が出ました。それで、市長が言っているように、合併当初36億円あった財調基金が18億円に減った。もうそういう財政運営をしなければならない状況に全国の地方自治体が陥ったわけであります。その後、麻生さん以降、民主党政権も交付税をふやして、今はどちらかといえば、それこそジャブジャブという感じでやってきて、交付税はもとより、みんな財政が、実質収支が黒字になり、今、上牧町では財調や減債基金も含めて13億円ぐらいの基金を積み上げている。御所市でもやっぱりそういう状況になっている。国の地方財政対策によって、地方の財政がこのように影響を受けてきたということが言えるのではないかと。

このたびは、いろいろな地方の事情はありますけれども、地方財政対策によって影響が出ているということが課長並びに部長のご説明でわかりました。トップランナー方式については影響がわからないけれども、単位費用の引き上げとか、そういうことによって減ってはいる

けれども、それなりに維持されている、こういう状況ではないかというふうに思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 18ページ、19ページの方に移ってまいりたい、このように思います。

18ページの11款分担金及び負担金、この2節児童福祉費負担金、保育所保育料が2億1,882万円になっております。平成27年度の予算では2億2,536万6,000円であったというふうに思いますが、600万円余り減額になっていますが、どのようなお見込みか、お伺いしたいと思います。

その一方で、19ページの6目教育使用料の2節幼稚園使用料の幼稚園の保育料が1,024万8,000円と、平成27年度予算の1,692万円からすると、これも600万円程度減額になっております。あわせてお伺いしておきたい、このように思います。

それから、同じく教育使用料の5節保健体育使用料、新町公園球技場使用料8万2,000円についてであります。これは、平成26年度の決算を見ても10万円余りの収入になっているわけでありまして、とりわけ新町公園の球技場の使用の状況というのは、第1健民運動場の芝のグラウンド並びに芝のサブグラウンド、これは土日は一定稼働率が高くて、今、芝の養生期間であっても、大きな大会でどんどん使われている状況なんですね。そんな状況からすると、私は使用料がもっと上がっているのではないかというふうに思うんですが、平成26年の決算でも10万円程度、予算も8万2,000円ですね。私は先週の土曜日にソフトテニスの練習会に参加しましたが、駐車場がいっぱいでとめられない。大阪ナンバー、なにわナンバーがいっぱいとまっているわけでありまして、そういう実態がこの間あるんですね。これらは使用料を徴収しているのか。具体的に言いますと、先週の土日に使われている団体はどの程度の使用料を払われているのか、わかるでしょうか。

朝岡委員長 吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

ただいま白石委員のご質問の幼稚園保育料の減額理由でございます。この件に関しましては、子ども・子育て支援制度の改正によりまして、生活保護受給世帯や、あるいは所得割非課税世帯の月額がゼロ円に、小学校3年以下の兄弟を持つ児童については、第2子は半額の月額1,500円、第3子はゼロ円という変更がございまして、この支援制度の改正によりまして、平成27年度におきまして、平成26年度と比べ既にもう536万円程度減額になっておりまして、その平成27年度の実績に基づきまして予算計上させていただきました。

以上でございます。

朝岡委員長 岡子育て福祉課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡でございます。よろしくお願いいたします。

平成28年度の保育料に関しまして、平成27年度と比べまして654万6,000円減額していると思いますが、これは平成27年度の当初見積もっていた子どもの人数が、当初よりも見込みが少なくなりました。それで、3月補正で減額させていただいていると思います。それに伴いまして、実績に基づきまして、私立3園ですけれども、平成27年度は552人分を見積みましてお

りましたが平成28年度は521人分、公立3園につきましては、平成27年度331人分であったのが平成28年度は382人分ということで計上させていただいております。

以上です。

朝岡委員長 吉村体育振興課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村でございます。

白石委員の新町公園球技場の使用料に関連する質問にお答えさせていただきます。新町運動公園の使用料につきましては、サブグラウンドの使用料をいただいておりますので、年間約10件の使用料を計上させていただいております。

また、ご質問の第1健民グラウンドでございますが、第1健民グラウンドにつきましては、条例上、使用料の規定がございませんので、使用料につきましてはいただいている状況でございます。ただ、健民グラウンドの夜間照明の使用料につきましては、第1健民グラウンド並びに第1健民グラウンド新町公園のテニスコートの使用料につきましてはいただいております。

白石委員 サブグラウンド10件でどの程度あるの。

朝岡委員長 吉村体育振興課長。

吉村体育振興課長 サブグラウンド1件1回当たり8,220円の10件分で、8万2,200円を計上させていただいております。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ担当の部長、課長の方からご説明いただきました。

法の設定によって、保育料の対象が変わってきたということでもあります。

それから、スポーツセンターの使用料、第1健民グラウンドは使用料は取れないということですが、基本的には、これはやっぱり市民が使うという前提でされているわけですね。市民が申し込めば、大阪の人であれ、どこの人であれ使える、こういう運用の仕方というのは適当なのか。もちろん、市内のスポーツ少年団が招待試合をすとか、あるいは高体連、中体連で使うということは、これは私たちも当然のことだというふうに思うんですね。ところが、申込者が市民であっても、使っているのは大阪府民であるという状況が、もう見え見えなんですね。皆さん、公園に行っていますか。私は、毎週とは言いませんけど土曜日、練習会に行くわけですよ。そしたら、もうそれこそ、大阪ならまだかわいらしいですね。それはもう関東から、それはもう九州の方からも来ることがあるんですね。どこが主催しているんだと。子どもですからスポーツ少年団なのか、どういう団体があるのかなというふうに、いつも不思議でならないんです。

そして、これらの維持管理をするのに、500万円、600万円の委託料で造園屋さんに管理してもらっている。しかし、稼働率が上がれば、それはそれでよく使っているということではないんですけれども、グラウンドが荒れてしまって、それこそ人工芝にせざるを得ないみたいな状況になってきているわけですよ。これは第1健民グラウンドが使用料を取れない、そういう規定がないということであったとしても、やはり最優先に市民がスポーツに親しむ、健康を保持して体力をつけていく、こういう趣旨、目的で設定されているわけですから、そういう

趣旨、目的で使用の許可を出していくべきだ、そういうことではないんですか。市民の誰かが申し込みをしても、使うのは半分以上が大阪市民です。7割、8割、ひょっとしたら申込者だけが葛城市民かも知れない。私は吉野町の方に聞きました。やっぱりそういうことがあります。あそこは小さな郡ですから、他のまちの子どもたちや社会人を含めていろいろ大会をやります。そういうときには優先して使っていただきますと。しかし、基本的には半分以上は町民であるということを確認して貸しているということなんですね。やっぱりそういう運用をしてもらわないと。また、新町のサブグラウンド、8,220円ですか。年10回どころと違いますよ。もう草がこのぐらい生えています。手入れしている間がない。これでは市民の財産をしっかりと管理運用しているとは言えない。いかがでしょうか。どういう受付とか確認とかをされているのか。駐車場なんかめっちゃくちゃですよ。もちろん駐車場区画をしていたロープが、ちょっといろいろこうなっているからわかりませんが、あっちにとめ、こっちにとめ、我々もとめられない。この点、担当の方も大変だと思いますけども、いかがでしょうか。

朝岡委員長 吉村体育振興課長。

吉村体育振興課長 新町運動公園関係のグラウンドにつきましては、市内在住、在勤者という基本的な条件をつけまして、市内の方を中心に利用していただいております。また、サッカー等の団体競技につきましては、一応チームの代表者が市内在住、在勤者であればお貸ししている状況でございます。ただ、申込者が練習試合なりをされる場合がありますので、そこまでは把握できない状態でありますので、今後はそこら辺を把握できるような形で運用できたらと思います。それと、あと、県の大きな大会等もしていただいておりますということで、たまたま日曜日とかにそういう大会が多いことがあります。年間数回ありますので、そこら辺の状況を委員が見られたのではないかなと。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 私だってスポーツをやっているわけですよ。スポ少がやっている、中体連、高体連がやっているということぐらいわかるわけですよ。だから、そうではないケースがもういっぱいあるということを言っているわけですから、私たちソフトテニス、コートを手入れしていただいて、オムニコートにさせていただいて、本当に有効に活用させていただいている。しかし、やっぱりあるんですよ。あれ、見たことのない人がいる。そういうときは、やはりその代表者の方に、まあ市民ですけども、これ、皆さん市民ですか、私はあの人、大和高田市の人だと思いますけども、ちゃんと話をするんですよ。しかも、そういう方は、会費を取って、年会費、月会費、1回ごとの料金を取って、大和高田市の方からも集めて、ほかから集めてやっているんですよ。そういう使用ができるんですか。できないでしょう。私たちは、自分なりに市民の財産を使わせていただいてやっているという意識のもとに、やっぱり自分たちもこの運営、施設の維持管理にかかわっていくという形で、やはりおかしいことがあったら、おかしいという形でセンターの所長なりに言っているわけです。そしたら所長が来て、ちゃんと確認していますわ。私らソフトテニスのメンバーは、新庄の人でどういうメンバーがいるかというのがわかっている。ところが、サッカーはわからない。さっぱりわからない。

もちろん、あいていればちゃんとした組織で利用していくというのが健民運動場として当然だと私は思うし、また、サブグラウンドを使っただけでもいい。しかし、それは適正な管理運営があつてこそなんです。

とりわけ芝のグラウンドなどは、1カ月なら1カ月、2カ月なら2カ月の養生期間が要るわけですよ。そういうことをしっかりやった上でやらないと、あいているから貸してくれ、はい、わかりました、これではもう全く、天然芝を持っている団体としては、ちゃんとした維持管理ができていとは言えない。何回も言いたくないですけど、今、3月、芝の芽がこれから一番出てこうとしているときなんです。このときにスパイクで踏み込んだら、芝の目は強いですよ、しかし雑草に勝てない。だから雑草がどんどん勢いを持って出てくるんです。確かに、刈り込んだらわからないというのがあるねんね。市民の皆さんが大切に大事に使っている公共施設は、やっぱりちゃんとした管理をし、適切な使用料を取れるようにせないかん。使用料が取れないんでしたら、適切な使用基準で運用していかないとだめだというふうに思いますが、何か間違つたことを言っていたらご指摘いただきたいと思います。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 いろいろとご心配をかけておるところでございますけれども、今回、皆さんといろいろ議論していこうというスポーツゾーンのお話もございます。今、白石委員から、実態をよく調査して、貸し出しの規定なり何なりというのを見直していくべきじゃないかというお話もいただいている。市民が中心にされるべきであろうということは、何ら異議を差し挟む余地がないというふうに思っておりますし、今、健民グラウンドの中で料金を徴収する条例を持っていないというのもあるわけでございますので、そのあたりも含めて、あのあたりをスポーツゾーンとしてどうしていくのか、市民に使っていただく場合はどうするんだとか、料金徴収条例も含めて考えていくべきであろうというふうに思っております。今後の大きな課題として捉えさせていただくということで、前向きにいろいろ検討させていただきたいと思います。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 市長の方からもご答弁をいただきました。検討していくということは検討していかないとはいけませんけども、徴収条例をちゃんとつくるのか、それはしていかないかん。しかし、やっぱり運用の面において、きちんとした立場で、市民、県民の財産を適正に運用していくんだということでやっていただかないと困る。検討は検討としてやっていただきたい。しかし、今ある条例やいろんな使用の規定に基づいて対応していくということをちゃんとやっていただきたい、このように思うわけであります。

それから、31ページの市債についてです。合併特例債が7億5,750万円計画されております。現在の合併特例債の発行額と、大体許可される額、どの程度まで合併特例債が発行されているかということをお伺いしておきたいと、このように思います。

朝岡委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時26分

再 開 午後2時45分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

安川総務財政課長。

安川総務財政課長 総務財政課の安川でございます。ちょっと時間をいただきまして失礼いたしました。

それでは、合併特例債のこれまでの状況から説明させていただきます。平成17年から合併特例債を起債しておるわけでございますが、昨年度、平成26年度までの起債額でございます。49億3,970万円、これが平成26年度までの借入額総額でございます。それと、現在平成27年度、予算計上しております分、それと平成26年から平成27年度へ繰越した分、それと通次繰越ししております分を合わせまして、平成27年度の借入見込み額となりますが、これが41億8,880万円となります。見込みも含めまして、平成27年度末見込みといたしましては91億2,850万円、こういった状況でございます。

今現在、合併特例債は、平成26年12月時点におけます新市建設計画は99億9,000万円とということでございますので、あと8億6,150万円、残額的には以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 あと、残事業として新クリーンセンターあるいは地域活性化事業、新道の駅、更に近鉄尺土駅前整備事業、更に国鉄・坊城線という新市建設計画の事業がどの程度の額あるのか、承知はしておりませんが、予定されていますし、していかなくやらないわけなんですけれども、あと8億6,150万円という状況では、合併特例債でその事業費の主要な財源として賄っていくということは到底できないわけですね。これから有利な起債を模索していかなくやらないとは思いますが、それ以外については、当然通常債を活用してということになると思うんですけれども、その辺のところをどのようにお考えになっているのか。もう道の駅はほとんどできた、新クリーンセンターも大体できた、近鉄尺土駅前整備事業、国鉄・坊城線、中道・諸桑線があるわけですが、今後の起債の計画というのはどういうふうに考えておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

朝岡委員長 山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

ただいま示させていただいたように、平成26年度末でたしか49億円余り残っていると記憶しております。以降、平成27年度、現年現計予算、また通次繰越し、明許繰越しのそれぞれの事業については予算ベースでございます。決算で幾分か起こってしようと、まず思います。それとあわせて、また国の補正予算債等々があれば、より有利な起債が見当たれば、すぐに組替をしながら、一般財源をできるだけ少なく、今申し上げたいろんな事業をこなしていく中で取り組みながら、対応していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 山本部長の方からご答弁をいただきました。ここに平成24年6月に策定した新市建設事業を改めて平成26年12月に変更してつくった新市建設事業の計画があるんですけど、これを見てもみますと、残事業が非常に大きな額が残っているわけですね。もちろん部長が言われたよ

うに、有利な起債があればそれに乗りかえて、一般財源を極力減らしていくということは当然やってもらわなきゃならないことでありますから、ぜひ、こういう現状をちゃんと把握できているわけですから、私も今把握できましたので、これから財源の手当てをどうしていくのかという点で、直ちに着手していくということが求められるというふうに思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 歳入の18ページ、11款農林商工費の分担金、毎年聞くわけやけど、大字施工の分で、どこどこからその分担金が入っているのかということを教えてください。

それから、25ページの衛生費県補助金の中の保健衛生費補助金で、3,874万4,000円の内の地域環境対策支援事業補助金484万5,000円、それから公共施設の再生可能エネルギー等導入事業補助金、これも新規やと思うわけやけど2,900万円、これの内訳を教えてください。

朝岡委員長 西川環境課長。

西川環境課長 環境課の西川でございます。

今の岡本委員の地域環境対策の県の補助金ですが、内訳としましては、道路舗装工事としまして、市道忍海・山田線の一部で事業額が700万円の2分の1、250万円を限度ということで250万円、兵家の池のフェンスの工事としまして193万5,000円、そして不法投棄防止の看板分としまして6万円、そして地域活動支援としまして、環境教育講座やキャンドルナイトの集い等々で22万円、トータル484万5,000円でございます。

それと、公共施設の再生エネルギーの件でございますが、もともと環境省のグリーンニューディール基金事業というのがございまして、再生エネルギーを使って災害時に公共施設の停電等に対応できるように、太陽光発電とか、そういう再生エネルギー設備を設置していこうという事業でございまして、今うちが予定しておりますのが、災害関連施設としまして、新庄健康福祉センターに太陽光パネルと蓄電池を設置するのと、ペレットヒーターといたしまして、ヒーターの燃料として、木材をチップ状に固めたものを燃料としていくというヒーターをつけるという事業を予定しております。

以上でございます。

朝岡委員長 下村産業観光部長。

下村産業観光部長 産業観光部の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの岡本委員の土地改良分の分担金の内訳でございます。別所池フェンス工事の分で50万円、峯阪池の護岸工事の分で50万円、疋田の水路改修の分で40万円、中戸の水路改修で20万円、野田谷池のフェンス工事の分で15万円、南花内の水路改修で50万円、葛木の水路改修分で50万円、計275万円となっております。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 15ページの軽自動車税、これが条例改正になってエコカー減税、それから、私みたいな古

い車は税金が上がるということになっているわけやけど、平成27年度の予算で、3月に400万円減額していると思います。それで、今これを見たら450万円がまたふえているわけやけども、軽四の台数がどんどんふえてきたのか、古い車がえらいふえているのか、どうなっているのかだけ教えてもらいたいと思います。

朝岡委員長 西村税務課長。

西村税務課長 税務課の西村でございます。よろしくお願いいたします。

3月に補正いたしましたのは、平成27年度の予算要求のときには単車とかの増額で予算計上しておりましたけども、税制改正が一部1年延期されたので、予算のときの計上の金額が高くなっておりましたので、それを3月に減額いたしました。今度は原動機付自転車とかも上がった金額なんですけど、やっぱり軽自動車の台数がふえておりますので、この金額となっております。ただ、軽課の分と重課の分につきましては、予算編成時には初動年度とかの期間がはっきりしておりませんでしたので、そんなには見ておりませんでしたけど、今現在でしたら重課が2,000台と軽課が400台というところなんですけど、乗用タイプの軽自動車がふえているということが大きな要因であります。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 軽自動車の方はわかりました。3月補正で単車とか、この辺の税が延期になったので減額になったと、こういうことやな。新年度、平成28年につきましては、乗用タイプの軽自動車が増えたと、それが主な原因やと、こういうことですね。はい、わかりました。

それで、分担金の関係は、工事の10%、農地費の10%が全部ここへ反映されると、こう思っていたらいいわけやな。

それと、25ページ、衛生費補助金で、忍海・山田線の舗装の工事代、それから池のフェンス代、それから地域活動支援、キャンドルナイトとか、そういうふうな補助金でこのトータル484万5,000円になると、こういうことやんな。

あと、公共のやつは今年初めて出てきたわけやけど、100%補助。これで停電対策というのか、そういうふうなことに対応するというので、新庄健康福祉センターに太陽光パネルを乗せると。このペレットヒーターというのはストーブかいな。木材をどんどん使いなさいということやねな。それでストーブを置くと、こういうことか。ということは、こういう事業は今年初めてになるけども、来年も続くかはわからない。単年、単年で来るやつやねな。はい、わかりました。

朝岡委員長 歳入に対して、ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 ちょっと飛びますけど、30ページの雑入のところで、一番下から3行目、野田谷池の協力金と出ている300万円と、その下の土地改良施設維持管理適正化事業交付金2,160万円の内訳、それから31ページ、建物補償金3,968万9,000円と雑入に入っているんだけど、この3点を教えてほしいと思います。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 建物補償の方は私の方から。建設課の関係の中道・諸桑線の補償金の工事代の入は、原

課で組んでもらっていますので、総務課と教育委員会、その分を建設課の予算で補償費として組ませていただいて、入として入れています。きのうのところで補償補てんを4,000万円組ませてもらっていた、その分です。

朝岡委員長 下村産業観光部長。

下村産業観光部長 ただいまの岡本委員のご質問でございます。雑入の方の300万円でございますが、これにつきましては、野田谷池の貯水池の事業に伴う測量設計委託料の協力金100万円と、公有財産購入費200万円、これは水道課の方からの分でございます。それと、土地改良施設維持管理適正化事業の交付金でございます。この分につきましては、南花内水路改修の分で事業費の90%の450万円、瓦堂池護岸改修工事の90%の1,260万円、南花内水路改修の分の450万円の協力金でございます。計2,160万円となっております。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 野田谷の貯水池って、これは農地費か何かで用地費とかを見ていたやつかいな。この分は水道課からもらうやつか。野田谷池に何ぼ事業費をかけるのよ。2年ほど工事にかけて何千万円もやって、土地を買って、これ、みんな水道部負担になっているわけ。ほんで、ここに雑入のところに来ていると、こういうことになっているわけかい。聞き方は悪いけど、そういうことやな。そしたら、事業をもらって、水道課が使う池に対して農林の補助金、県単をもらって、事業をやって、それで通常の負担金、各大字でもらう1割なら1割の負担金をここで受けていると、こういう解釈で部長、いいわけかいな。

それと、土地改良の関係でいろいろ言ってくれたけども、この適正化事業交付金というのは、県単が何かから入ってくるやつになるの。これはどこから入ってくるの。通常の農林の県補助金であつたら、県補助金を受けていくわけやんか。雑入で受けるということは、通常の県補助金やなしに、どこかの団体からか入る補助金という解釈をしたらいいわけかいな。そこら、これどういうのかいな。

野田谷池は私が間違っているのかどうかしらんけど、さっき説明したとおりになっているのかどうか答えてくれたらいいし、その次のやつはよくわからないのと、副市長はばんと言われたわけやけど、要はこの分は給食センターのことを言っているわけ。それは補助金として、建物の候補地も、例えば建物を新しく建てる補償というのかな。ということは、極端に言ったら、もう全く個人に建物補償するのと同じ考え方になるわけか。だから、この前ちょっと聞いたけども、この建物に対して鑑定を入れて、何ぼの補償やと、もちろんその中に候補地も入っているわな。その金額を補助金としてもらうかわりに、雑入でまた補助金としてそれぞれの科目に振り分けているから、これを入として財源に持っていくと。今のこの事業についてはこういうことになるわけか。一般会計で補助金として受けて、またそれを雑入に入れて、その財源を持ってそれぞれ工事します、建物を建てます、こういうことやな。

そしたら、土地も乗せなあかんのと違うかいと、俺、きのう言ったやん。言い方は悪いかしらんけど、そういうことかい。ということは、個人と全く一緒になるねやったら、例えばその道路敷の下になる土地代も、普通財産さえきちっと手続を踏んだら、その土地代も補助

金としてもらわないとあかんということになるのと違いますか。上だけ補助金をもらって、下は名義が変わってないさかいと言わんと、早くわかったあんねやったら、名義を変えたらいいねやんけ。あんまり言ったらまた怒られるかしらんけど、そら開発公社で、ぼんと変えてしまったら、これだけ補助金が入ってくるねやん。悪いことをして取っているのと違うわけやん。そういうことを知恵を出して動かなあかんのと違うかと俺は言うわけや。よそのものを盗んだらあかんけど、国からおりの金は、きちっと手続を追っていくんやったら、それは正しいやり方やと思うけどな。ここでこんな議論したかて解決する問題と違うけど、今度からそういう事業になるねやったら、私はすべきやと思うけどな。どっちみち道路にするねやったら普通財産に切りかえんと、そのまま行政財産みたいにはいかれへん。教育財産からそれをぱんと潰してみたいにいかれへん。そこらもきちっと踏まなあかんのと違うかと私は思いますわ。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 昨日も説明させていただいたわけでございますと言っておきます。建物につきましては、普通財産に戻しまして、総務財政課の方で取り壊しを行っていただきます。そして、給食のプラットフォームの機能回復につきましては、担当である教育委員会の方で機能回復の行為を行っていただくわけでございます。その部分をここで受けまして、原課で行っていただきますので、その中で、建設課の方で補償費を4,000万円組ませていただいて、双方の取り壊しと機能回復の工事代3,968万9,000円で行っていただくということでございます。

それと、先ほど来、昨日もあったわけですが、土地代の件でございますが、土地につきましては市の財産でございますので、市の財産で、どこにどうせえとおっしゃっているのか、私はよく理解できませんので、その中で、土地については買収することはできないということだけ申し上げたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 わからないのでお聞きしますけれども、30ページの道路舗装復旧負担金というのは、復旧した場合に負担金を払うということか、わからないので意味を教えてください。

朝岡委員長 木村理事。

木村都市整備部理事兼建設課長 都市整備部、木村でございます。

ただいまの吉村委員の舗装復旧負担金ですが、昨今の道路の占用に伴う復旧費のことですが、占用者の方に舗装復旧までをしていただいておりますので、ほとんどそういう給付がございませんので、その結果こういう予算になっているということでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 吉村委員。

吉村委員 昨年度は200万円で今年10万円ということは、もうそんなに事業はないということですか。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 道路復旧についてでございますが、当然道路占用者、水道なり、民間でいいますとガス、

そういう中で、今までは仮復旧だけしていただいて、平米数に合わせまして単価を掛けて、一旦入として受けて、建設課の方で発注しておったということの中から、復旧、復興から次の発注まで期間を要しますので、今は道路占用者によって終われば復旧をしていただいているということですので、この入がなくなったということです。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、副市長が話をしたけど、今まで皆、復旧費をもらっているし条例も変わっていない。今聞くとところによると、民家の中とかはわからないことはないけども、水道はいいとしたかて、一番大きいのはガス、電気。電気は今少なくなったけど、今まであった2,000万円、3,000万円という金が入っていたわけや。財源としてはいい財源であったわけ。ところが、ここ最近というのは、10年ももっと前かな、10年前ということはないわな、五、六年ぐらいかな、だんだんだんだん業者がやっていったら、ここへ払う復旧費よりも半値ぐらいで工事が皆できるというのが実態やということになってきたら、業者の方もやかましく言ってくると思うんやけども、そういうふうなことで、もう一々役所でお金をもらって、設計をして、発注するよりも、もう原因者負担でやってもらった方が楽なことは楽なんや。せやけども、1つの財源として、おたくらは財政は関係ないかしらんけど、山本部長とか財政専門のところやったら、できるだけ、たとえ1,000万円でも100万円でも財源を確保するという基本的なこともやっぱりあるわけやんか。その辺から見たら、悪いことはしたらあかんけども、やっぱりもらえるべきものはもらうようにしてやっていくということが大事と違うんかなと思うわけやけど、その辺、どうですか。

朝岡委員長 生野副市長。

生野副市長 以前のやり方につきましては、先ほど吉村議員のご質問にお答えしましたように、たしか当時、平米単価は約3,000円ぐらいやったと思うんですけど、それ掛ける平米数で負担金をいただいて、うちの方で設計をして工事を発注していたという経緯がございます。今現在につきましては、先ほど申しましたように、安全対策を第一に考えておりますのと、それと、復旧部分について、掘削部分幅によっては、道路幅員によって半分復旧とか全面復旧とかがあるのはご存じやと思うんですけども、その中で、場所によりますと、復旧費用をいただいてうちの方で発注した場合につきましては、その復旧費用よりも昨今、高くついた場合があるということもありましたので、こういうやり方で、とにかく安全第一ということでやらせていただいておりますし、確かに300万円いただいて、250万円で工事ができれば50万円の財源になるわけでございますが、やはり安全面と職員の負担を考えますと、この方法でやらせていただくということになったということでございます。

以上です。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長がまともなことを言っているのはわかるけど、職員の負担もかかるかわからないけど、前と同じことをやっていけとは言わないけど、そんなんばかりしていたら何ぼでも財源が入ってこないと思うし、今言っているように、例えば負担金をもらっていったら、4メー

トルの幅員であつたって、十分それでこなしてやっていけるわけやん。材料が上がっているというけど、滅多に倍にもなっていないと思うさかいに、そら職員に苦勞をかけるのかかわらんけども、やっぱりそうして、直接市が発注して、きちっと舗装もやっていく。何も業者が悪いことをしているとは言わないけども、やっぱりそういう姿勢を貫くなら貫いていかんと、職員に迷惑かけるとかそんなことばかり言っていたら、職員が楽しいていると言ったら怒られるかもわからないけど、財源的には市長がやかましく言って、財源を一生懸命とりに行かなあかんと言っているのに、片一方で、多いときに年間3,000万円も4,000万円も入ってくる財源をゼロに等しくしてしまう、それもどうかなと思うから、生意気なことを言って悪いけど、ひとつ今後そういうふうな方にしてもらいたい。要望しときます。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 基本的な考え方というのは、岡本委員と私は余り変わらないかなと思います。できるだけ市民の皆様から預かった税金を大事にしなきゃならない、国からいろんな補助金を持ってきたらいいやないかいとおっしゃっていただいたりとか、市民の税金と違う、国から持ってきたらいいやないかいというふうにおっしゃっていただいている。それはそれで同じ考え方というか、さまざまな補助金や交付金やそういうものを国の方に獲得しに行つてやっているということを大事なことやおっしゃっていただいているんやというふうに思います。しかし、財源であるとはいいいながら、入で組んでいても、出でまたそれを組み直して、事業としてやっていかなければならない。市で持っていれば、それだけ同じだけの工事を発注していかなければならないということでございます。これは民間でできる部分については民間でやっていただいているということですし、ましてや、うちの担当が言うには、入ってくるよりも余計にかかるときもあるんやということでございますので、民間でできるものは民間でやってもらう。お互いに共存共栄していつて、それで余り負担を多くすることなく事業を進めていけるように努力していくというのも、我々が考えていかなければならないことだろうというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結させていただきます。

これより総括質疑に入ります。総括質疑については市政全般にわたるものとなりますので、十分ご留意の上、質疑のご発言をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。

総括質疑はございませんでしょうか。

白石委員。

白石委員 総括質疑をさせていただきます。若干、税収の問題とか地方交付税の問題、あるいは起債の問題等で触れましたけれども、私は葛城市の新市建設計画並びに新市財政計画を基本としながら、これから本平成28年度の予算とあわせて、今後の財政運営等についてどのような見通しをなされているのかという点をお伺いしてまいりたい、このように思います。

平成26年12月に新市建設計画を、学校給食センターの整備をしなければならない、あるい

は新庄幼稚園の耐震化等の事業をしていかなければならないというふうなことで変更いたしました。それが平成26年12月でありました。その結果、新市建設計画事業は総事業費218億6,170万円余りになりました。当初は157億円でありましたし、平成24年6月の変更のときには200億円余りでありました。この財政計画に基づいて、単年度でやり上げるために予算を編成し、執行してきたわけでありすけれども、この平成26年度の予算審査の中で、地域活性化事業「新道の駅建設事業」が26億9,300万円になることが明らかになりました。私から言わせれば、当然その費用に厨房費、9,300万円ぐらいになるんでしょうか、さらに西側の違法盛り土の山の部分の工事も合わせますと、やっぱり2億2,000万円ぐらいになるわけですね。これらを合わせると30億円になってくるわけでありす。そして、この予算において、行政防災無線も設置していく。10億円です。緊急防災・減災事業債を活用してやっていくこととなります。さらに、小中学校の普通教室並びに特別教室等において、エアコンを2億円かけて設置する。今回は2億円です。小学校の場合は、またどの程度になるんでしょうか。もっとかかるということになるわけでありす。そして、スポーツゾーン計画なるものが、平成24年度の計画が打ち出され、さらに事業概要が提出され、今後更に検討し進めていくということになってまいります。これだけでも事業費は大きくふえてきているわけでありす。当然、スポーツゾーン計画、エアコンあるいは行政防災無線については、新市建設計画にはない事業でありますので、この218億円の事業以外の事業になるわけでありす。

私は歳入の部分での質疑でお伺いしましたけども、やっぱり税収というのは一進一退になってきている。交付税もこれからトップランナー方式、あるいは特別枠がなくなってくるといふようなことで、増嵩はなかなか難しい。地方創生が終わればどういふふうに国の財政計画が変わっていくのかというのは、そろそろ怖いと私は感じているわけでありす。

そういうことで、今後この財政計画、ここにありすけれども、平成26年度の段階で基金残高が53億600万円、こういうふうになっております。市長は所信表明の中で、大体平成27年度で56億円の基金残高があると言っていますけれども、この56億円は財政調整基金積立金なのでしょうか。これはまず第一にお伺いしておきたいというふうに思います。

当然、合併市の強い強い要望によって一般算定が先送りされ、さらに、それぞれのまちの市庁舎等を参考にして一般算定に伴う影響を緩和するということで、国が広く大きく財源措置をいただいているということはわかるわけでありすけれども、しかし、交付税が減っていくことには間違いありませんし、また、合併特例債、防災・減災事業債にしても、これは単年度、単年度で返していかなきゃならないということも事実でありす。この平成26年12月の財政計画の結果、基金残高は15億8,800万円になることになっています。これは平成35年です。財政負担が大きくなってきて支出を抑えなきゃならないという時期は、平成30年でありす。これまで大体、普通であれば、普通建設事業は十二、三億円とかを確保して、インフラの維持管理や整備をやってきたわけでありすけれども、この平成30年には7億3,400万円、その前年が14億7,200万円ですから、半分に減らされているんですね。そして、7億円台で平成31年、平成32年、平成33年には6億8,800万円、こういう金額で抑えなければ、財政というよりは単年度の予算編成が大変厳しくなってくることを示しているわ

けであります。これは新市建設計画事業の財政計画だけの話なんですね。今、私が言ったように、スポーツゾーン計画や防災行政無線、エアコン、これは5億円かかるのか、それはわかりません。そういう事業がめじろ押しになってきていて、今後どのような財政運営をなされるおつもりなのか。

市長は施政方針の中で、基金残高が56億円余りになったと、平成20年度から3倍の残高を確保できたと言っているわけですね。起債の借入残高も、純粋な負担額は60億円余りあったのが、平成26年度には33億円になってきたということを言っているんですね。これは合併特例債等の元利償還金の70%であったり50%であったり、地方交付税で後年度において措置されると、こういうことを言って、それらを活用することによって33億円に減ってきた、こういうことを言われているわけで、そして、良好な財政運営をさせていただいているのが現状だというふうに言っているわけです。私たちがやはり議員であり、また行政にかかわる皆さんは、現状はもちろんのこと、中・長期の展望に立って、葛城市の事業計画をどうしていくか、財政計画をどのようにして市民の皆さんの生活を守っていく、サービスを低下させないでやっていくかということを考えなきゃならないわけですね。しかし、激変するというふうに言ったらおかしいですけども、市長が東京へ行っている補助金をもらってくる、有利な起債を探してそれを充てていくということは必要なことだと思いますけれども、何よりも、市長がいつも言っているように、財布は1つなんです。収入は税収、地方交付税が中心です。ここはなかなかふえるということは、これも国がプライマリーバランスを、2020年には赤字をなくして黒字に転換するんだと言っている中で、どうしていくんだという展望が持てない予算になってきている。もうそのスポーツゾーン計画なんていうのは、私は戦々恐々ですよ。どうするんだと。こんなん、見切り発車したらえらいことになるのと違うか。どういう展望を持たれてそういう事業計画が出てきたのか、ここを財源の裏づけを含めてお伺いしたい、このように思います。

それから、市長は非常に楽観的で、いいデータの資料を皆さんにお示しして、我々もふわふわになりそうな発言や、施政方針に書いてあるわけですね。1つだけ取り上げておきたいと思います。日経ビジネスの働く世代が住みやすい都市ランキングにおいて、葛城市は全国813地区中第30位、近畿地方ではなんと1位に選ばれました。この評価は、人口増減率や財政力指数等の25の公式統計をもとに算出されておりまして、個々の主観には左右されない非常に客観的な資料であると言われていています。これらは先達が築いてきた云々とありますけれども、こういう認識だけで市政を運営していただいて本当に大丈夫なのかというのはあるんです。

この資料は日経ビジネスなんですけども、私が持っているのは東洋経済新報社、ここにこういう分厚い冊子があります。この企業というのは本当に長い長い歴史ですね。地方自治体の財政状況、いろんなデータを駆使して、都市データパックという、全国813市区の実力がわかるということで、いまだにこういうものを発行しているところであります。その資料で、住みやすさという形で総合ランキングをしているんですね。では、葛城市は何位になっているか。813位中448位であります。さらにその中で、住みよさランキング都道府県別順位一覧

というのも出しているんですね。奈良県の場合、12市ありますけれども、この448位が奈良県ではどの位置にあるのかといいますと、生駒市が一番ランクが上でして、総合評価が27位ですね。そして、香芝市が44位、御所市が186位、大和郡山市が238位、奈良市が445位、葛城市が448位。奈良県で7位と、こういう評価なんですね。

私は何も日経ビジネスがおかしいとか、そういうことを言っているわけじゃないんです。やっぱりいろんな統計のとり方、いろんな企業のやり方によって順位は変わってくるということなんです。だから、こういう一面だけを取り上げて、葛城市が本当に日本一のまちを目指す豊かなまちなんだという誤ったメッセージを与えると。だから、そういう状況じゃないでしょう。道の駅、何ぼになったんですか。30億円じゃないですか。もっとふえるわけなんです。どのようにお考えでしょうか。

朝岡委員長 山本総務部長。

山本総務部長 山本でございます。

まず1点目、お尋ねの平成26年度末の積立基金の残高56億円ということでの分でございます。積立基金の総合計56億円でございます。普通会計ベースです。そのうち、財政調整基金の残高につきましては34億7,093万3,000円ということでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 まずもって、誤ったメッセージというふうに言われることは大変に遺憾であります。何も私は間違ったことを言っているわけではないし、東洋経済新報社が出されたことに対しては異論を差し挟むつもりはございませんけれども、日経新聞がどれだけの歴史を持っているのか、私は調べたことはございませんけれども、日経新聞が客観的に出しておられることに対して、誤ったメッセージというふうに評価されるというのは、それは白石委員の主観の話であらうというふうに思っております。448位とかと書いてあることに関しては、何も異論を差し挟むつもりもないですし、東洋経済新報社が出されている数字を言っておられるんだろうと思いますけれども、日経ビジネスにおいて、働く世代が住みやすい都市ランキングの中で葛城市が30位であったのは事実であります。1月25日号に出してあった事実であります。事実を申し上げているだけで、それを、私が勝手にこの記事を捏造したかのような、全く事実に基づかずに話をしているようなことというのは大変に遺憾であるというふうに思っております。日経ビジネスが出されたことに対して、市民として喜び、また、ここの市長として、これが大変に大きく評価されているということを喜ぶということ、**「あんた、間違ってるで」**というふうに言われているというのは、私は甚だ理解ができないところであります。

この評価に関してどう思うんだということを市長に問われたわけですが、それは白石委員の主観であり、私は日経ビジネスに書いてあることに対して喜び、それを広く市民や、また周辺地域に伝えていくことによって、葛城市に移住していただくような方々を更に促進していくということを促していきたい。すむなら葛城市キャンペーンを初めとして、そういうものを作って、葛城市の活性化を呼び込んでいくということ。これは、私が勝手に葛城市は近畿で1番ですというもののじゃなくて、きちっと雑誌に掲載され、客観的に評価された結果でし

やべっておりますので、誤ったメッセージということはぜひ取り消していただきたいというふうに思っております。

今、いろいろと新市建設計画に基づく事業も進めさせていただいておりますし、財政計画というのは、あくまでも当初予算で見込ませていただいております。よくご存じのように、平成26年に出させていただいた財政計画でございますけれども、平成26年度の決算におきましても収支はプラスになっておりますし、平成27年度も、ここに記載しておるよりはかなりプラスになっていくというふうに見込んでおります。ただ、そうはいいいながらも、財政運営をしっかりとしていかなければならないというふうには思っておりますので、そのあたりは、いかにかかる経費というのを縮減していけるか、そういうところに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

その他の事業等につきまして、財源をどこに求めていくのか、しっかりと財政当局と打ち合わせし、また、市民の代表である議会議員の皆さん方にもその内容等を披瀝しながら、適切な財政運営がしていけるように努力してまいりたいというふうに思っております。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 市長はこの住みやすさ評価のことで、誤ったメッセージに対して私に批判を加えています。この日経ビジネスの評価なるものをわざわざ施政方針演説に入れてやっているわけですよ。しかし、いろんな評価があるわけじゃないですか。だから、そんな中で、やっぱり私たちは、それこそ客観的に今の葛城市の実態に応じた評価をし、そして、それに基づいて事業計画、財政計画をつくり、運営していかなきゃならないじゃないですか。当初予算で見込まれていると。確かに当初予算ですよ。しかし、新市建設計画の中で、新クリーンセンターはどうなったんですか。地下に入らなきゃならない。10億円ふえた。道の駅、どうなったんですか。18億円。どんどんどんどん計画が変わって27億円。厨房機器を入れて、そんなんしてた、もっとふえるじゃないですか。当初予算よりもどんどん大きく膨らんで、起債の額もふえてきているじゃないですか。客観的に、私は事実に基づいて言っているんです。そういうことを私は施政方針で書いていただきたいということなんです。

政策を立案し、財政的な裏づけを確保し、そして、それが葛城市の事業にとって緊急性があつて、すぐさまやらなきゃならない事業かどうか、これらは全体として、行政の意思として、確固たるもので出してもらわないと審議のしようもない。スポーツゾーン計画、何ですか。概算事業費もわからない。ただ、2019年にはラグビーのワールドカップがある、オリンピックが2020年にある、そういう時期をちゃんと決めて、やっていくわけでしょう。どうするんですか。だから、葛城市の事業計画、財政計画、ちゃんとした根拠のあるものを示していただきたい。何も示していない。示していただきたい。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 先ほどから出ておりますスポーツゾーンのことにしましては、私が答弁をしませんでしたので、誤ったメッセージを与えているところもあるかもしれません。2019年、ラグビーのワールドカップがある、2020年にオリンピック・パラリンピックがある、2021年に関西ワールドマスターズゲームズがあるということは紛れもない事実でございます。御所市、五條市、

葛城市3市で、これらのキャンプ地や練習地としての受け皿として手を挙げていけるように努力していきたいということも事実でありますけれども、2019年のラグビーのワールドカップにつきましては、かなりハードルが高い。宿泊施設や練習施設また訓練施設等も含めて、とてもここでは準備ができるようなものではないということも、何回かのヒアリングをしている中でわかっているわけでございます。そうはいいながらも、3市で国際大会級の練習地として選んでいただけるような努力をしていこうやないかということを考えてはおります。

その基礎になるのは、やはり市民の皆さんが使える練習場、球場、そこも踏まえて、それを受け入れていける施設をどうやってつくっていけるのかということが基本ですから、だから、計画を皆さん方と考えていきたい。必要最低限に要るものはどういうものなのかということも含めて考えていきたいということを出しています。いきなり出してきてというふうに言われますけれども、皆さんと一緒に考えませんかということを出しているのに、それを、どういうものかわからないと言っていきなり否定されても、皆さんと一緒に考えていきましょうということを出させていただいているわけでございますから、ぜひ検討していただきたいというふうに思っております。

案を出せと言ってやったら、今までのことと同じになります。先ほどから言っている道の駅にしても、いきなり出てきたやないかと。前もって皆さんと一緒に考えてほしいと言ったら、何でちゃんとした案を出してこないって、これはちょっと議論がおかしいのと違うかなというふうにも思いますけれども、ぜひ皆さん方とともに、スポーツ振興のためにどういうものができるのかということを考えていくものにしてまいりたいというふうに思っております。

それ以外のことに关しまして、しっかり財源を求めて運営していけるように、今までもやってまいりましたし、これからもやってまいりたいというふうに思っております。

朝岡委員長 白石委員。

白石委員 市長の口からそういうことを聞くと、本当に腹立たしい限りであります。道の駅計画なんというのは、もともと葛城市の計画にはなかったものが、平成23年10月25日にぽっと出てきた。そうですよ。そして、それが1カ月もたたないうちに、もう撤回して見直します。その後、計画がころころ変わり、事業費もどんどんふえてきた。クリーンセンターもそうでしょう。一旦、工事請負契約をしたんですよ。そして、いやいや、県が自然公園法に基づいてそれは許可できない、水平投影面積1.0倍と言われて、契約も変更し、10億円プラスしてやり直すということになってきたじゃないですか。やっぱり計画というものはちゃんとしたものをつくり、ちゃんとやっていかなきゃならないじゃないですか。去年じゃないですか。500万円の委託料をつくって発注したんですよ。そして、これまた今年、計画ですよ。普通は大体どのぐらいの事業費がかかるやろうと、目いっぱいしたら何ぼかかるやろうと、それを確かめるためにコンサルに委託するわけじゃないですか。こんなん出ないはずもない。おかしい話じゃないですか。だから私は言っているわけですよ。また道の駅やクリーンセンターの二の舞、こんなんではたまったものじゃない。

私は事実に基づいて客観的に言っているわけですよ。そして、葛城市の新市建設計画事業、

財政計画、それらもきちっと押さえながら、新たに出てきた事業をどうやっていくんですかと言っているわけじゃないですか。まさに葛城市のため、葛城市を心配し、やっているわけです。そういう声に対して誠実に答えてほしい。違いますか。私が言うことは間違っていますか。私も30年の議員の経験があります。いろんな状況を経験してきました。地方財政がなぜ困難に陥ったか、そういう教訓を今に生かして、財政運営、事業の進捗に生かしていかなくやならない。それは私の責務だと思っています。そういう立場から私は発言しているつもりです。性格の問題もあるんでしょうし、理念の問題、信条の問題もあるかも知れません。しかし、私は市民の幸せづくりに、これまでも、これからも全力で尽くしていきたい、このように思います。

残念ながら、何ら具体的なご答弁はありませんでした。ぜひ委員長、これらの新年度の予算とあわせて、新市建設計画、財政計画とリンクさせて、これからどのように事業を進捗、執行していくか、財源をどのように確保し、やっていくか、さらに、取捨選択してどう縮減し、やっていくか、そういうことを考えられる土台を出していただきたい。このことを求めて終わります。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 私も議第28号の葛城市一般会計予算において、総括的に質疑をさせていただきます。

今、市長の施政方針をめぐりまして、財政の見通し、いろんな考え方を聞かせていただきました。ここの葛城市という首長を信じるのか、信じないのかというように、私も、信じている立場の人間から見ますと、非常に心の重苦しいようなご意見もいただきましたけれども、市長が本当に思いつきで何でもやっているのかと、そういう世間のいろんな批判も含めて私も耳にいたしますけれども、今回はぜひ総括的に、今回の予算編成にかかわりまして、市長の考え方というのをもう一度聞かせていただきたいと思います。

新市建設計画が大体軌道にも乗っている。その中で、まだまだ積み残しというものもあると思います。合併後、10年という年月がたって、旧當麻町、旧新庄町が1つになってやっていけないといけない空気ができ上がったと思っております。その中で、やはり今回の防災無線等の計画も、いい時期を見られて、このタイミングということで考えられたわけですが、これから葛城市においての方向性というか、これから何が必要かということと、今この新市建設計画の中で取り組まれていることとの関連性ということですね。情報の伝達とか情報ということについては、過去の日本の国においても、今やこの情報化の中でいろんな取り組みがなされてきて、また、それを必要としています。また、それと全く逆に、少子・高齢化になってきて非常に医療費がかかる、そういった厳しい財政面の中から、昔の寿命から比べると非常に長くなって、でも、健康に暮らしていくための方法は非常に難しい問題になってきますけれども、それでも今、国が地方創生ということで、地域に活力を持たせるということは、どういう方向に行かないとそれが達成できないかという課題が一番大事だと思うんです。

これにかかわって2点、2つの筋で聞かせていただきたいと思いますが、まず1つは、

道の駅にかかわる事業費ですね。18億円と言っていたものの中から、いろいろな多面的な要因が、例えばオンランプとか、それからその周辺の地形的に、健康ゾーンにしていってとか、いろんな考え方をもとに非常にオンしていった、つけ加えられていった中での事業の膨大な増大になったかもしれないんですけども、その費用はどういう効果をなすかというところを考えていただきたいと思うんですが、要するに、健康寿命、葛城市民の幸せを願うために、そこに行き着く要因というんですか、人づくりというものを含めて、市長が今、箱物、箱物とされている場所をつくって、それを基地としてどういう効果を狙っているのかと、それによってどう地方創生につながっていくのかという部分。

それから、少子・高齢化の中では子どもを産んで育てにくいという環境、つまり就労という部分も兼ねて、子どもを産まない、きょう、卒業式なんかでも女子が非常に少ないようなことを聞きまして、女の子をしっかりと育てていって子どもを産んでいってもらおうというような社会の課題の中で、市長が、教育につきましてはいろいろと、教育部門や福祉全体にかかわって、耐震化、それから給食センターとか、いろんなことに取り組んでこられた成果ということは大きくあると思います。その中で、これから地域の人づくり、人材というものも、育成も含めて、人づくりというところに到達していく考え方をお持ちなのかどうかということ、もう一回しっかりと確認させていただきたいと思います。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 川村委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

いろいろと先ほどから議論をしておりましたけれども、行政を運営していく上で、これから気をつけていかなければならないことというのは、将来に向けてどういうまちづくりをしていかなければならないのかということを考えていかなければならないというふうに思っております。昨年の3月議会の編成方針、一昨年もそうでしたし、今年も同じです。ずっと私が言ってきていることというのは一貫しているんですけども、将来にわたって高齢化が進んでいくことによりました。平成16年に合併したときには十七、八%しかいなかった65歳以上の人口が、現在は25%になっております。高齢者がふえるということは、当然医療費もふえるし、介護保険料もふえていく、これは当たり前のことでございますけれども、なおかつ、施設の維持管理費、葛城市は130施設、300棟の建物を保有しておりますけれども、これで30年以上経過したものが半分を超しておることになります。将来これを維持し続けていった場合、40年後には、少なく見積もって200億円、多く見積もって300億円程度のお金がかかるというふうに言われております。

もう一つ、高齢化率がふえるということは、人口がそんなに急激に伸びがない状況でございますので、働く世代が減っていくということになります。働く世代が減るということは、生産年齢人口が減り、税収が下がるということになるわけですね。税収が下がった中で支出がふえるということ、これが、私が市役所の職員にも全員を集めて説明をした、将来に向かって収入が減り負担がふえていく、将来に向かって不安がふえる未来図ということでございます。

この未来の予想図を、不安を希望に変えていく方法を我々は考えていかなければならない

というふうに考えております。1つには、ローコストコミュニティ、LCCと私は言っているんですけども、サービスは下げずに、少ない運営経費で市役所業務を回していけるようなローコストコミュニティというものを目指していきましょうと。ファシリティーマネジメント検討委員会をやっていますけれども、この中で、いずれかの段階で出していかなければならない、この施設をどこかで集約していかなければならないということも考えていかなければならない。しかし、サービスは下げずにそれをやっていこうと思うと、なかなか至難のわざだと思います。先ほど、山本部長からトップランナー方式というような話がありましたけれども、いかに民間の手法や考え方を取り入れながら経費を少なくしていくのかということをしつかりと考えていかなければならないというふうに思っています。それが今、葛城市がリコージャパンと協定を交わして、民間企業から何人か来ていただいたりとかしながら、全く今まででは考えられなかった方法を模索していく、低コストで行政運営をしていけるような効率化を考えていくことや、また、ICT、情報通信機器を使って、市民サービスを向上させながら低廉で抑えていくというようなことを考えていく状況をつくり出す、それがローコストコミュニティという考え方です。

もう一つは、シティセールス、シティプロモーションということですね。まちを元気にしていくために、税収を上げていく方法を考えていかなければならないということです。一番単純に考えられるのは、企業誘致をしていくというようなことでございますけれども、今こういう世界的な経済の状況の中で、新たな企業を誘致していくというのはなかなか困難であるというふうに思っています。昨年は化粧品会社が葛城市に工場をオープンしていただいたということもございますけれども、企業誘致をしていくということや、あともう一つ、税収をふやしていくという意味でいうと、働く世代に葛城市に移住してもらう、子どもを育てる場所に葛城市を選んでもらうということを積極的にアピールしていかなければならないということですね。別にお年寄りをないがしろにしようというんじゃなくて、働く世代に入ってきてもらう。そして、働いた税金を葛城市に納めてもらうということを促進していかなければならないというふうに思っています。そのためには、奈良県の市の中では一番最初に医療費を中学3年生まではほぼ無料化させていただいたり、すむなら葛城市キャンペーンというものを促進させていただいたり、そのほか、働く世代が葛城市に魅力を感じてもらえるように、水道料金も安い、下水道料金も安いというようなこともしっかりとアピールしていく。それと、今回、施政方針演説のことを批判はされましたけれども、日経ビジネスの中で、働く世代が住みやすいまちのランキングの中で1位だったと、こういうことをしっかりとアピールしていくことによって、県内はもとより、県外からも葛城市に移住してもらうような人たちをふやしていくことを私がしっかりとPRしてやっていく以外、誰がやってくれるというんですか。しっかりとこういうことをPRして、人を呼び込んでいく作業をしていくこと。

それと、もう一つは、産業をしっかりと振興させることだと思います。葛城市には日本で一番古い国道である竹内街道があったり、国宝を8つも擁する當麻寺があったり、相撲発祥の地をアピールするためにしっかりとできている相撲館があったり、いろいろな観光資源がありますけれども、これを今までは点としてしかPRしてこれなかった。観光アドバイザー

会議開いた中でも、どこで食事をとれるんですか、どこで観光案内ができるんですかという
ような問いを今まで何度もしていただきましたけれども、その問いによりやく返すことがで
きる。しっかりとした拠点をつくらせていただくことによって、葛城市でとれたお野菜や、
葛城市でつくっていただいた特産品、そういうものを置いた道の駅というものをつくらせて
いただいて、皆さんのつくったものを販売していく、また、観光の情報発信の拠点にしてい
くというようなもの、ハブ・アンド・スポークという考え方があります。そのハブをつくる
ことができたというふうに思っております。今までみたいに点があっただけでは、観光客と
いうのは、そこに行って帰るだけでございましたけれども、道の駅という拠点をつくらせて
いただくということによって、そこから移動してもらって、また戻ってきてもらうとか、情
報発信をして、また戻ってきてもらうというようなことができるようになってきたというふ
うに思っています。

この拠点を つくる こと によって、農業の ところ でも いろいろ 議員 から 質問 いただいた よう
に 思います けれども、農業 振興 の ため に 何 を して いく の か という よう な こと、所得 補償 という
ような 考え方 も ある か もし れ ませ ん け れ ど も、みず から つく っ た もの を 出荷 できる 場所 を
つく る という こと によ っ て、農家 の つく り たい という 意欲 を 促進 して いく という こと が、間
接 的 か もし れ ませ ん け れ ど も、行政 が できる 大 き な 支援 策 だ と 私 は 思 っ て い ます。戸別 の 所
得 補償 を や り 続 け る よ り も、みんな が 自分 たち が つく っ た もの を 売 れ る 場所 が ある、また、
それ を 喜ん で い だ け る 人 が い る という よう な 場所 を つく っ て いく こと によ っ て、私 も つく
り たい という よう な 人 たち を た く さ ん 集 め て いく。それ こそ、や っ ぱ り 場所 を つく る こと に
よ っ て 人 を 育成 して いく こと が できる という ふ う に 考 え て い ます。農業、商業、工業、さ ま
ざ ま な 人 たち が そ こ を 目 指 して 頑 張 っ て い こ う と 思 っ て く れ る、そう い う ネットワーク づ く
り を や っ て いく こと が 大 事 だ と 思 っ て い ます。

そして、もう一つは、今度、移動市役所というものを取り入れさせていただこうと思っ
ておりますけれども、各公民館等に出向いて、市役所の業務や保健師を連れていって、健康管
理までさせていただこうというふうに思っております。今まで行政が住民の皆さんのところ
に行って、そこに拠点を つくる という こと を や っ た こと は ご ざ い ま せ ん で し た け れ ど も、実
験 的 に 寺 口 や ゆ う あ い ス テ ー シ ョ ン や 忍 海 集 会 所 等 で さ せ て い だ け ま し た が、今 度 は 移 動
型 の 市 役 所 という もの も 導 入 さ せ て い だ け て、住民 の 皆 さ ん が 集 ま っ て も ら う 拠 点 づ く り
を して い こ う と。そ こ で 健康 管理 や いろ ん な 相 談 を 受 け ら れ る よう な 状 況 に して いく。また、
ご 当 地 体 操 を つく る という ふ う に 言 っ て お り ま し た け れ ど も、そう い う と ころ に 出 向 い て、
皆 さ ん に 健康 づ く り という もの を 伝 え て いく こと によ っ て、地 域 の 中 で 居 場所、井 戸 端 と い
う もの を つく っ て い こ う という ふ う に 考 え て お り ます。

そして、子育ての ところ でお話を いた だ いた という ふ う に 思 います けれども、今 度 4 月 1
日 から、こ ども ・ 若 者 サ ポ ー ト セ ン タ ー を 當 麻 の 保 健 セ ン タ ー の と ころ に 開 所 さ せ て い だ け
く 予 定 で ご ざ い ま す け れ ど も、今 ま で は、妊 娠 期 から 子 育 て 中、ま た は ひ き こ も り ま で、一
括 して 相 談 できる よう な 場所 が あ り ま せ ん で し た。奈 良 県 で は 今 回 初 め て だ と 思 います。全
国 的 に も ま れ な ケ ー ス だ と は 思 います けれども、これ も 拠 点 を つく ら せ て い だ け こと に よ

って、今まで教育委員会やら保健福祉部やら、別々で受けておった相談というものを一括して受けさせていただく場所をつくらせていただくことにより、妊娠期から、子どもを育てられるかどうかというようなご心配、また子育て中のいろんなご心配事、またひきこもり等のことも含めて相談ができる場所をつくる。そして、さまざまななかかわり合い、ネットワークをつくっていくことによって、お互いがお互いを支え合っているようなまちづくりを目指していきたいというふうに思っております。

最大のローコストコミュニティというものは、私が目指すものは何かというと、お互いがお互いを支え合えるようなまちづくりを目指していくということだと思います。行政にできることというのは限られていると思います。場所の提供であつたりとか、皆さんが使い勝手のいいような条例をつくったりとか、そういうものの場所や時間等の提供というのはできるかもしれませんけれども、最終的には基本は住民です、市民です。市民の皆さん方が幸せだと思えるような状況をどうやって作りだしていくのか、皆さんに協力していただけるような体制をどうやってつくっていくのかということを行政の人間がしっかりとサポートしながら、少しずつでもいいから前に向いていけるように努力をしていくことこそが目指していくべき市の姿だと思っています。

今回、そのための拠点になるべく幾つかの施設の予算を計上し、また、その事業化を進めていこうと思っております。それに付随して、子どもたちが学びやすい場所のエアコンの設置であつたりとか、また、住民同士が災害が起こったときに不安にならないように、また行政の情報伝達手段という形、これはインフラとしての防災無線を国の最大の援助を受けながらつくらせていただく等、いろいろと予算が膨らんでいるところはございますけれども、こういうものを入れながら進めさせていただこうと思っております。

朝岡委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。考え方ということで、しっかりとお聞かせいただきました。今のこども・若者支援センター、これも旧當麻保健センターを利用すると。ファシリティーマネジメントという話も出ていました。今、必要な箱物というものが整備できていく途中でありますけれども、しっかりとそこをハブとしていただいて、これから拠点づくりをして、人づくりをしていただくということですが、あわせて、これから壊さないといけないような建物があるかと思えますけれども、今、こども・若者支援センターでいい事例があつて、旧のそういった施設を使うということも含めて、これからそういった方向も考えていただいているのかということとか、それから、財政面に関しても非常にご心配いただいております。市長が健康で市長を続けていらっしゃる限りは、この財政の努力をし続けていただくということをお約束していただけますか。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 施設のファシリティーマネジメントというのは、これからすぐ考えていかなければならない問題だと思います。今回、當麻保健センターというものを使って、その再利用じゃないですけど、有効活用することができましたし、拠点をお示しすることができましたので、安心してあそこに行けばいいということができました。それ以外にも、吉村委員からもご質問

いただいております當麻庁舎の問題であるとか、大きな拠点をどうしていくんだということは、我々に突きつけられている大きな課題だというふうに思っております。維持していけば、維持管理費というのは必ずかかってくるわけですが、それがなければ防災の拠点にはならないということも事実でございます。どうしていったらいいのか、しっかりと考えてまいりたいというふうに思っております。

それと、財政でございますけれども、職員が努力し、新たな補助金を求めて、ここまでしっかりと運営をしてきてもらっていますし、できるだけ有利な補助金がもらえるように、私も東京に足を運ばせていただいております。引き続き努力するということは当然のことでございますけれども、できるだけ市民の皆様に余り負担を求めないような方法でできるように、しっかりと考えて、また努力をしてまいりたいというふうに思っております。

朝岡委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。本当に職員の皆さんと一丸となってやっていただいているという、これだけのいろんな補助金を今までにも投入していただいて、本当にいろいろと知恵を絞ってやっていただいているというお姿も、みんなが敬意を表するところですので、これからも一丸となってやっていただきたい、これは強く求めますし、また、決して市長の思いつきでやっているようなことではないということにつきましては、いろいろと確認をさせていただきまして、その流れも私なりにはきっちりとキャッチしているかなと思います。ご心配いただいている点は重々、いい助言として聞いていただいて、これからはしっかりと市政運営をよろしくお願いしたいと思います。

朝岡委員長 ほかに総括質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、先ほど白石委員がおっしゃっていただきました、この新年度予算編成におけるさまざまな新規事業や既存の新市建設計画事業等々に伴う進捗状況であるとか、それに伴う財源内訳であるとか、事業計画に基づく工程表であるとか進捗状況についての土台づくりの資料をというふうに私の方にお求めいただく発言がございましたので、これにつきましては、予算特別委員会の委員長として、それぞれ各事業の所管となる各常任委員会の委員長に、議長を通してその旨、引き継がせていただきたい、このように思っておりますので、それでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

朝岡委員長 よろしくお願いたしたいと思います。

質疑がないようでございますので、平成28年度の一般会計予算についての質疑を終結させていただきます。

それでは、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、反対の立場で討論をさせてもらいたいと思います。

まず、4款衛生費、1項保健衛生費、8目火葬場、この話でありますけれども、今、予算で

初めて聞かせていただきました。火葬場というのは、ほかの機械、物品ではないわけでありまして、火葬場の一番大事な考え方は何か。遺体の尊厳、これが一番大事な考え方であるわけでございます。遺体の扱い方、そういうことをどうするかをまず考えてしないと、なかなかこの炉はつくっていけないんじゃないかなと、私はそう思っております。例えば、犬、猫の場合は、死んだら一般廃棄物ですよ。人間の場合は、亡くなっても人間ですよ。大きな違いがあるということを私は理解してもらいたいというふうに思います。

それから、この火葬場につきましては、昭和62年の4月1日から稼働して約30年になるということであるわけですが、30年たったから入れかえると、そういうことではないと思いますけど、やっぱりするときにはじっくりと考えていただいて、今どのような火葬場ができているのかということもよく研究していただいて設置してもらいたい。今ある火葬場、火葬炉の3基につきましては、よその市町村にないバーナーがついておるはずですよ。デレッキも一切使わない火葬炉になっているはずですよ。バーナーも違います。そういうこともきちっと考えていただいて、新しい炉にもそういうふうなものをつけて、できるだけ遺体の尊厳を考えて設置してもらいたいというふうに私は思っております。

そのときに、市長の方は財源の問題も言われました。全部単独ですということですね。火葬場の運営許可はどの法律に基づいていくのか。墓地埋葬等に関する法律があるわけです。この法律に基づいて許可も受け、経営もやっていく。この法律は、何か。補助金はつきませんよ、全て市町村でやりなさいとはっきり言われている。起債は対象になりますけど、補助金はありませんよ、そういうことの中で、今、リースということで予算計上されていますけども、10年間で1基当たり700万円、3基で2,100万円、この金をなぜかけないといけないのか。やっぱり最終的には、人間、一生に1回お世話にならないといけない場所やと、そういうことをしっかりと考えていただいたら、やはり私は4,000万円、3基で1億2,000万円は安い金やなというふうに思います。平成28年度の予算が163億4,500万円。1億2,000万円は率にしたら1%もいきませんよ。0.7%ほどですよ。そのぐらいの金額は、この葛城市の財政からして当然捻出できるというふうに私は思います。何もあえてリースにしなくても、3基一遍に据えていく、こういうことをやっぱりやってもらいたいということやから、私はこの1年間、予算は計上されていますけど、リースにお金を使わんと、もう1年きちっとやっていただいて、来年度で設置していただくように要望していきたいというふうに思います。

それから、次の6款土木費、2項道路橋りょう費の5目地域活性化事業「新道の駅建設事業」であるわけですが、この事業につきましては、これは何遍も言っていますように、合併時、新市建設計画にはなかった事業であるわけでございます。山下市長になってから、地場産業振興ゾーンの区域内に新道の駅建設事業をつくるということで始められたわけでございます。当初の地域活性化事業、新市建設計画に載っているのは10億円でありました。その後、道の駅の事業に変わって18億円、それから平成26年には24億円、どんどん増えてきておるということであるわけでございます。私は当初から、この事業については凍結すべきであるというふうに訴えてまいりました。また、平成25年12月の議会には、新道の駅建設事業計画の凍結を求める議案を提出させてもらいましたが、7対6で見事否決されて

しました。また、平成26年4月には、私たちの有志議員で行っておりますパネルディスカッションにおきまして、葛城市みどりの風の会を立ち上げたかどうかという話があって、立ち上げていただきました。その皆さん方で凍結を求める署名活動も行っていました。6,752通もの署名が集まって、平成26年12月16日に、山下市長なり下村議長に、会の代表者からその書類を手渡していただきました。いまだに何ら返事がないと嘆いておられるのが現状であるわけでございます。

このような中でも、工事がどんどんどんどん進んでいる。先ほどもりました平成27年度末、平成26年の繰越しも含めて、もう24億円をはるかに超えているということでございます。今後、南阪奈道路のオンランプの整備、あるいは県道周辺の整備、あるいは地域振興棟の駐車場整備、その建物の西の公園部分、この事業もどんどんやっていかないといけないということになれば、最終的には30億円の金が必要であるというふうに私は思っております。もうこれ以上どんどんどんどんふやしていただいたら、市長には権限があると思いますけども、これだけの費用を使ってもらっては、私は市民に申しわけないなというふうに思っていますので、こういうことから到底賛成はできませんということで、討論を終わります。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

川村委員。

川村委員 平成28年度葛城市一般会計予算に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

このたび、平成28年度葛城市一般会計予算につきましては163億4,500万円となり、前年度より1億1,000万円の減額の予算となっておりますが、平成16年の合併以来取り組んでこられました新市建設計画に基づく諸事業も引き続き計上された大型の予算となっております。特に、今年秋にオープン予定の新道の駅かつらぎの関連事業費を初め、国鉄・坊城線整備事業及び尺土駅前周辺整備事業などの計画の終盤へ向けた予算計上となっております。

特に、総務費では、合併以降、市民の皆様が待ち望んでいました防災行政無線デジタル化整備事業があります。また、民生費では、これまで保健福祉部や教育委員会と個別に相談対応されてきたものを一元化されたこども・若者サポートセンター事業、衛生費では、災害時における拠点施設の太陽エネルギー、蓄電池など設置事業となる公共施設再生エネルギー等導入事業、農林商工費では、地産地消を推進するための葛城ブランド認証制度の創設、土木費では、引き続き継続されます新市建設計画の関連諸事業及び吸収源対策公園緑地事業、教育費においては、新庄中学校及び白鳳中学校の教育環境向上のため空調設備設置工事が、また、2020年の東京オリンピックなどのキャンプ地誘致に向けた新町スポーツゾーン計画設計の委託料などがあります。

以上、全体予算を見させていただく中で、市長が2期目に提案されています新山下和弥ビジョンに即した取り組み事業が各費目に取り組まれており、また、社会情勢の動向を見据え、葛城市を更に活性化させ続けていくために知恵を結集された賜物であると感じ取れるものがあります。しかしながら、平成27年度の一般会計補正予算（第6号）におけます繰越明許費に掲げられた諸事業並びに新年度予算に計上された各事業とも、それぞれの事業の執行に当たりましては、山下市長以下、職員皆さんが一丸となられ、事業の年度内達成のために全力

を尽くしていただくのはもちろんのこと、議会を含む関係機関等とも十分に連絡、調整を図りながら、一日も早く事業を進めていただくことを強く要望いたしまして、私の賛成討論いたします。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

白石委員。

白石委員 議第28号、平成28年度葛城市一般会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います、

まず、寄附金等の名による住民負担の問題であります。消火栓の設置需用費390万円に係る10分の1の地元負担39万円、さらに、ホースや消火器具など設置費用に係る消防施設設置事業費420万円に対する3分の2の地元負担280万円が予定されています。地方財政法第4条の5の規定は、昭和27年に、税外負担の解消を促進する趣旨で、元来寄附は自発的、任意的なものであるべきとして、直接また間接を問わず、割り当てて強制的に徴収またこれに相当する行為を含め、するようなことはしてはならないとの規定が設けられたものであります。寄附金徴収の経緯や過去の実績からして、地方財政法に違反していることは明白であります。設置されている大字から、葛城市寄附採納事務取扱規程に基づき一般寄附金を徴収するという手続に変更されたことは、みずから地方財政法第4条の5の規定に違反していることを認めたものであります。どうしても寄附を徴収するということであれば、地方自治法第224条の規定に基づき、条例に定めて行うべきであります。何よりも、市民の安全や健康や福祉を保持することは、地方自治体の基礎的な任務であります。市の責任で財源を確保し、地元要望とあわせて計画的に整備されるべきであります。

次に、職員の採用についてであります。葛城市は、市長が市の最高責任者であり、職員の採用試験に関与することは至極当然である、禁止する法律もないと、採用試験に参画し、採点まで行っております。奈良県12市の中で、市長が採用試験に関与しているのは葛城市だけであります。地方公務員法第6条、任命権者の任命権の具体的内容は、この法律、政令、条例その他の規程に従い、それぞれの職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする規定されています。任命権の内容とその行使の仕方は、まず職員の身分の取扱い基本法である地方公務員法によって規律され、これに従って執行されることを求めているのであります。

また、第15条、任用の根本基準では、職員の任用は、この法律に定めるところにより、受験成績、勤務成績、その他の能力の実証に基づいて行わなければならないと規定し、任用の根本原則として、成績主義の原則がうたわれています。どのような理由によれ、職員を採用するに当たっては、優秀な人材を確保し、すぐれた職員として育成することが大事であります。人事行政にとって大事なことは、人事は公正でなければならないことであります。人事の公正を妨げるものとして、情実人事の弊害が大きいことは承知のとおりであります。成績主義に対する概念として、獵官主義があります。これは、任命権者等の縁故や個人的なつながり、信頼関係等に基づいて任用する制度であり、選挙に伴う論功行賞等につながるものであります。我が国の戦前における政党政治下における運用の実際から見て、その長所より弊

害が多かった過去の経験から、このような獵官主義による情実人事の弊害を排除するため、成績主義の原則が強調されているのであります。

また、葛城市政治倫理条例は、市長や議員は、市民の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないことと規定し、さらに、公正な人事を図るため、市職員の採用に関して推薦または紹介しないことと明記しています。この地方公務員法や葛城市政治倫理条例の規定を尊重し、市長は職員採用試験の採点を初めとした関与を直ちにやめるべきであります。

次に、防犯灯の設置についてであります。平成21年度より、一定の条件を満たす防犯灯の設置は、2万5,000円の範囲で市が全額負担する改善が実施されました。さらに、本年度予算において、大字間、通学路、交通、防犯面で危険と思われる場所の街灯の設置を市の負担で経年的に実施することになりました。大いに評価できるものであります。しかしながら、大字等の規模や財政力の違いによって、街灯の整備やLED化の転換が進まない地域があります。どこに住んでいても市民の安全を守ることは、市の仕事であります。合併前の旧當麻町では全額公費負担でありました。防犯灯の設置や修理に対する2分の1の負担の継続は、サービスは高く、負担は低くの合併時の約束をないがしろにするものであります。

次に、障がい者福祉についてであります。障害者自立支援法が廃止され、新たに障害者総合支援法が施行されました。一部の難病等が加えられましたが、サービス利用料の応益負担制度は温存されました。葛城市では、約95%の非課税世帯への利用料の免除などにより、障がい者サービスの負担率は0.21%、障がい児サービスの負担率は4.11%、補装具の負担率が2.12%と軽減されているということですが、障害者年金の引き下げ、障害者年金を受け取りながら仕事をしている人の半数近くが年間の所得が50万円未満という厚労省の実態調査を見ても、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては大きな負担となっていることは明らかであります。障がい者の自立を妨げ、人権をないがしろにする障がい者施策は認めがたいものであります。

今、葛城市が実施している駅前駐輪場整備の委託を初め、作業所利用者の給食や利用料等への補助、市が率先して障がい者を雇用すること、市の公民館等のさまざまな教室、講座等に障がい者も積極的に参加し、多くの人と交流することを支援するなど、在宅で頑張る障がい者と家族、自立を支える事業者等への支援の拡充を求めるものであります。

次に、保育所や学童保育の入所についてであります。全国では、保育所の入所選考に落ちた母親が、この2月中旬、「保育園落ちた、日本死ね」と怒りをつづったブログが国会で取り上げられました。待機児童の問題が改めて大きな問題になっています。本市では待機児童はいないということですが、国の待機児童の基準は市内の全ての保育所が対象で、どこかにあきがあれば待機児童にカウントされない仕組みであります。身近なところ、希望するところに入れない仕組みになっています。また、あきがあっても、年齢によっては保育士が足りずに入れないなど、定員に余裕がない、保育所が足りない、こんな状況であります。

学童保育所はもっと大変です。既に満杯の状況で、現状の施設の規模では受け入れられない状況です。女性が活躍する社会、一億総活躍社会のスローガンは風前のともしびと言わな

ければなりません。市は現状を的確に把握して、施設の増設、代替施設の確保等、直ちに対策に着手すべきであります。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げについてであります。平成22年5月から、事業系ごみの持ち込み手数料を、10キログラム100円から150円に値上げする改定が実施されました。市内の業者や中小業者の要請、議会の決議により、当分の間130円を継続することになりましたが、厳しい経済情勢の中で地域の経済と雇用を支えて頑張っている事業者の皆さんに、この平成28年度は1,480万円の負担増を見込んでいる予算であります。循環型社会をつくるために、これから市民や事業者、行政が一体となって取り組まなければならないときに、経費の節減や他市のごみの搬入を抑制するとして事業者責任と負担を押しつけることは、協働の取り組みを壊すものであり、認めることはできません。

次に、有線放送維持管理費についてであります。現在有線放送の新庄地域では、スピーカーの購入で3,990円の市民への負担が実施されていまして、これが改善され、平成25年度から当麻と同様に貸与になりました、しかし、防災行政無線の当麻地域では、2万9,600円の受信機は無償貸与で、工事費の負担もありません。住んでいる地域によって負担が異なることは、著しく均衡を欠き、公平の原則に反するものであります。さらに、配線等の工事は1軒当たり約1万6,000円程度かかります。これらの負担についても軽減に努めるべきであります。年間の設置台数を100台といたしますと、160万円あれば解決できることであります。

次に、農業振興についてであります。戸別補償制度から経営所得安定対策事業に変わるなど、猫の目のように変わる国の農業振興政策。その目玉が減反政策では、日本の、葛城市の農業は到底浮かばれません。現在の米価は、平成6年には60キロ当たり2万2,000円だったものが1万円を割り込むなど、本当にひどい状況になっています。米価を補償するとしての機能、生産調整の役割は、もう既に破綻しているのであります。これでは生産者の生産意欲、後継者に託す希望を奪い、水田の荒廃や転用を一層加速させ、農業経営をますます衰退させることとなります。

何よりも、TPPへの参加は、日本の農林業や地域経済、食の安全や国民の暮らしに広範な分野で大打撃を与えます。完全自由化で食料自給率が13%にまで下がるという農水省の試算は、大打撃の一端を証明しています。直ちにTPPから撤退すべきであります。農業を基幹産業と位置づけて、経営を支え、後継者を育てる所得補償や価格補償制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全、拡大などに予算を重点的に配分し、家族経営を中心に集落営農など、多様な農業経営を支える政策に改めるべきであります。

次に、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてであります。新道の駅建設事業は、合併後の葛城市のまちづくり計画をことごとくほごにした上に、凍結を求める6,752筆の市民の意思や、有志議員の見直しを求める声にも一切耳をかさず、強引に推進されてまいりました。杜撰な新道の駅建設事業の当初の計画は跡形もなくなり、施設の規模や内容、事業面積がころころと変わり、事業費がどんどんとふえてまいりました。驚いたことに、本予算特別委員会において、新道の駅建設事業の本体事業と関連事業費が26億9,300万円になることが明らかになりました。当初の18億円の1.5倍、事業費変更後の24億円の1.2倍にもなりま

す。さらに、厨房機器9,400万円、違法盛り土部分の吸収源対策公園緑地事業2億2,500万円を含めると、30億円を上回ることになるのであります。縮減ならまだしも、このような増額は本末転倒であり、認められないものであります。

次に、吸収源対策公園緑地事業についてであります。これまで、大字要望として設置された疋田や木戸から、用地取得に係る費用の一部を寄附金として、それぞれ1,100万円、1,500万円が徴収されています。さらに、平成26年度に実施された今在家や、計画されている林堂、中戸、西室からも寄附金を徴収することが予定されています。地方財政法第4条の5、割当的寄付金等の禁止は、地方自治体は、他の地方自治体または住民に対し、直接であると間接であるとは問わずに、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないと規定しています。大字からの寄附金は、当初予算の歳入の一般寄附金に用地費の3分の1相当額が計上されております。それが途中から計上されなくなりました。葛城市寄附採納事務取扱規程に基づき一般寄附金を徴収するという手続に変更したのであります。大字要望もなく、行政の都合で公園整備を行った兵家、これから実施を予定している忍海や柿本、更に道の駅西側の違法盛り土部分の寺口、太田などからは、寄附金を徴収することはしないということであります。全くご都合主義と言わなければなりません。

葛城市はこれまで、緑の基本計画に基づき、国の補助金等を受けて、緑化重点地区整備事業で4カ所、まちづくり交付金事業で2カ所の公園を整備してまいりましたが、用地取得はもとより、一切の地元負担を徴収しておりません。寄附金の徴収を直ちに中止するとともに、徴収した寄附金は大字に返還すべきであります。

次に、総合型スポーツクラブについてであります。平成28年度末設立に向けて着々と準備が進められています。文科省や市は、総合型スポーツクラブに対し、自主的、主体的な運営は、受益者負担の観点から、スポーツ施設の修繕等に係る維持費は地域住民の会費を中心としたクラブの財源から負担するとしています。また、施設の使用料が徴収される、このような危惧が生まれています。これらのことを十分検討した上で実施されることを求めるものであります。

次に、新町スポーツゾーン事業計画についてであります。2019年ラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、2021年のワールドマスターズゲームズの開催に際し、ラグビーやサッカー等の合宿所、練習場として誘致をする、そのために事業計画案が提出されています。どれほどの事業費がかかるのか、全くお答えにならない、そういう状況であります。市民の皆さんが健康づくりや体力づくりにどのように活用できるのか、このことも不明であります。私たちは、市民の皆さんに対して、これまで先人が築いてきた第1健民運動場を初めとした新町運動公園を、有効かつ市民の皆さんに親しまれる施設として整備すべきであります。

以上、討論を終わります。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

西井委員。

西井委員 議第28号、平成28年度葛城市一般会計予算につきまして、賛成の立場から討論させていた

できます。

今回の平成28年度葛城市一般会計予算につきましては163億4,500万円となり、前年度より1億1,100万円の減額の予算となっております。特に、新市建設計画に挙げられています地域活性化事業新道の駅建設事業、また、本年度末には竣工を迎えます地域循環型社会形成推進事業、いわゆる新クリーンセンター建設事業、そのほか国鉄・坊城線整備事業などが予算計上され、前年度に次ぐ大型予算となっております。

また、少子・高齢化に向け国が提唱しております一億総活躍社会に向けた地方創生推進事業にも積極的に取り入れられ、将来の葛城市を活性化させるために独自の新規事業が全体的に計上されており、必要な内容となっておりますことに深い感銘を受けております。特に、防災行政無線は、総額の大きな予算を占める中で10億円ほどの予算を投入しながら、東南海地震また災害に向けて、市民が路頭に迷わないような情報を提供する予算が提案されているわけでございます。また、総務費では、市民の方の利便性向上につながる、マイナンバーカード独自利用となるコンビニ交付や図書館利用の事業、さらに、積極的な行政サービスの提供として、市民サービスカーの配置も計上されております。また、民生費では、こども・若者サポートセンターの新設や、新庄北小学校区学童保育所増設工事、衛生費では、新クリーンセンターの稼働に合わせてごみ減量化リサイクルの推進事業や、農林商工費では、幼児期からの木のぬくもりにふれあう木育推進事業、土木費では、新市建設計画の関係諸事業、教育費においては、3歳児対応の準備に向けた新庄北小学校附属幼稚園園舎増築工事などがあります。

以上の全体予算を見させていただく中で、本年度は市長の市政運営2期目の総仕上げの年を迎えることとなりますが、本会議初日に提出されました平成28年度市長施政方針に掲載されております数々の事業につきましては、社会情勢の動向を見据え、葛城市を日本一のまちにするために知恵を結集された成果であります。しかしながら、平成27年度の3月補正予算に繰越明許費として上げられています諸事業につきましては、新年度予算に計上された各事業ともども早期に着工され、また、議会を初め関係機関や地元とも十分に調整を図られ、事業がスムーズに完了できるよう、特段の努力をされることを強く求めまして、私の賛成討論といたします。

朝岡委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結させていただきます。

これより、議第28号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

朝岡委員長 起立多数であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、議第29号から議第37号までの残る9議案の審査につきましては、3月22日火曜日、午前9時30分から会議を再開して審査を行いますので、本日はこれで終了させていただきます。

す。

延 会 午後4時59分